

◎議 事 日 程（第 2 号）

令和 6 年 6 月 3 日（月曜日）午前 9 時 30 分 開議

日程第 1 一般質問

---

◎本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

---

◎出 席 議 員（18名）

1 番	馬 淵 紀 明 君	2 番	佐 藤 旭 浩 君
3 番	中 村 文 武 君	4 番	河 合 克 平 君
5 番	真 野 和 久 君	6 番	山 田 門 左 工 門 君
7 番	吉 川 三 津 子 君	8 番	神 田 康 史 君
9 番	鬼 頭 勝 治 君	10 番	石 崎 誠 子 君
11 番	角 田 龍 仁 君	12 番	近 藤 武 君
13 番	原 裕 司 君	14 番	佐 藤 信 男 君
15 番	杉 村 義 仁 君	16 番	山 岡 幹 雄 君
17 番	高 松 幸 雄 君	18 番	竹 村 仁 司 君

---

◎欠 席 議 員（なし）

---

◎地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため会議に出席した者の職・氏名

市 長	日 永 貴 章 君	副 市 長	清 水 栄 利 子 君
教 育 長	河 野 正 輝 君	総 務 部 長	近 藤 幸 敏 君
企画政策部長	西 川 稔 君	教 育 部 長	佐 藤 博 之 君
保険福祉部長	田 口 貴 敏 君	健康子ども部長	人 見 英 樹 君
産業建設部長	宮 川 昌 和 君	上下水道部長	山 田 英 穂 君
市民協働部長	山 岸 忠 則 君		

---

◎本会議に職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局長	鷲 尾 和 彦	議 事 課 長	長 谷 川 努
書 記	村 瀬 俊 彦	書 記	秋 田 郁 哉

---

午前9時30分 開議

○議長（近藤 武君）

おはようございます。

本日は御苦労さまです。

御案内の定刻になりました。

定足数に達しておりますので、ただいまから継続会を開会いたします。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第1・一般質問

○議長（近藤 武君）

日程第1・一般質問を行います。

一般質問は、質問順位に従いまして順次許可することにいたします。

最初に、質問順位1番の18番・竹村仁司議員の質問を許します。

竹村仁司議員。

○18番（竹村仁司君）

議長のお許しをいただきました。

今朝、早朝、石川県能登を震源とする震度5強の地震がありました。被災地の方々を思うと心の痛む思いもありますが、通告に従って大項目1点目として市制施行20周年に向けてについて、大項目2点目、高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業について、本市のこれまでの取組と新たな課題を質問させていただきます。

初めに、大項目1点目、市制施行20周年に向けてについてお伺いをします。

2005年、平成17年4月1日、海部郡佐屋町、立田村、八開村、佐織町の2町2村が合併して愛西市は誕生しました。19年前に、聞いた話かもしれませんが、愛西市という名称は海部西部4町村の合併協議会において行われた一般公募により、有効応募数1,636件、500種類の中から、新市名称を検討する中で10候補に絞り込み、合併協議会委員が投票、協議を行った結果決定したものです。当時の応募者の方によると、名づけた理由としては、「愛知県西部の新都市として」、または「愛知県の西の玄関口」「愛が人々を包むまちに」、さらには「愛をつけることにより、地域の輪ができますように」「愛があふれるように」「ほっと優しいイメージ」といった理由が主だそうです。

また、愛西市のシンボルマークでもある市章についても公募が行われ、有効応募数1,528作品の中から、合併協議会委員の選考により決定されました。この議場の正面に、私から見て右側に掲げられているのが市章ですね。皆さん御存じだと思います。愛西市の頭文字である「あ」のローマ字の「a」をモチーフに、濃尾平野の豊かな緑とすがすがしい空気、木曾川、長良川の恵まれた自然を表現するとともに、人々が連帯し飛躍する市民の姿を思い、赤の太陽が地域の飛躍を表現しているというものであります。こうした「人と緑が織りなす 環境文化都市 愛西」といった市の将来像をイメージした市の名称やシンボルマークが公募により選ば

れ、愛西市は誕生しました。

こうして合併当初を思い起こすことで、市の成り立ちやそこに込められた多くの市民の方の思いが分かります。そして2025年、平成17年4月1日に合併してから、ちょうど20年の節目に当たる令和7年度を、いよいよ来年度に控えています。

そこで、小項目1点目の質問です。

合併して5周年、10周年、15周年と、これまでも節目となる年がありましたが、それぞれ周年を記念し、どのような取組を行ってきたのでしょうか、お伺いします。

小項目の2点目です。

愛西市としては、令和7年度に20年の節目を迎えるわけですが、市としては20周年をどのようなコンセプト、考えで、どのような事業を展開されるのでしょうか。また、20周年記念事業としてはどのくらいの期間を考えているのかお伺いします。

次に、大項目2点目、高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業について質問します。

私たちにとって重要な仕組みとなっている社会保障制度、例えば病気やけが、失業や介護などが原因で生活の安定が損なわれた場合に、国や地方公共団体などが一定水準の補償を行う制度です。

令和4年3月定例議会の一般質問で、国民健康保険データヘルス計画について答弁を求めました。本市では、令和4年度に高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施に向けた計画を策定し、令和5年度には具体的な取組を展開していく予定で準備を進めておりますとの回答をいただきました。

そこで、小項目1点目の質問です。

令和5年3月議会でも、一般質問で高齢者の方への支援について質問いたしました。当時の担当部長からは、生涯現役で活躍できる社会づくりの推進の一環として、令和5年度から介護保険の地域支援事業や国民健康保険の保険事業を一体的に実施する高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施に取り組んでいますとの答弁がありました。この令和5年度の取組についてお伺いします。

小項目2点目です。

第2期愛西市国民健康保険データヘルス計画は、平成30年度から令和5年度までの6年間が計画期間です。この6年間の評価、実績を伺うのと、第3期愛西市国民健康保険データヘルス計画の取組と目標をお伺いします。

以上、総括質問を終わります。御答弁をよろしくお願ひいたします。

#### ○企画政策部長（西川 稔君）

私からは、1点目の市制施行20周年に向け、過去に実施しました周年記念の取組について御答弁をさせていただきます。

初めに、市制施行5周年となる平成22年には記念式典を開催し、市の市制功労者への表彰を行ったほか、この年に合わせて作成した市マスコットキャラクターあいさいさんの披露を行いました。また、記念植樹祭を実施いたしました。

市制施行10周年となる平成27年には記念式典を開催し、市の市制功労者等への表彰を行ったほか、2部では中学校吹奏楽部の演奏などを行いました。また、プレミアム付商品券を発行したほか、ユネスコ無形文化遺産登録に向けた尾張津島天王祭車楽舟行事のPRを実施いたしました。さらに、市が主催、共催する行事、イベントに10周年記念の冠を付与するとともに、ロゴマークを作成し、広く市民の皆さんにPRをしました。

15周年となる令和2年には、記念式典をはじめ、行事、イベントが新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響もあり、実施いたしませんでしたが、15周年を記念し、ロゴマークを作成し、広く市民の皆さんにPRを行いました。

続きまして、20周年のコンセプト、期間等について御答弁をさせていただきます。

20周年につきましては、10周年と同様、20年という区切りの年において、今日の愛西市の礎を築いてこられた先人の皆様方に感謝するとともに、さらに飛躍し発展することを願い、記念事業を実施してまいりたいと考えております。

また、実施に当たっては、市と市民、地域団体、企業が同じ方向を向いて共に祝い、市のさらなる発展を願うことが必要と考えております。そのため、記憶、記念に残るようなイベントや行事、シンボルを職員が知恵を絞り、市民、地域団体、企業の皆さんと一緒に盛り上げてまいりたいと考えております。具体的な20周年事業の構想につきましては、まだ検討段階ではありますが、事業展開としては、市制20周年記念式典を開催するほか、周年を記念した行事、イベントを企画してまいります。

なお、20周年記念事業の期間につきましては、令和7年4月から令和8年3月まで、1年を通して展開してまいりたいと考えております。以上でございます。

#### ○保険福祉部長（田口貴敏君）

それでは続きまして、私からは、大項目2. 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業について順次御答弁をさせていただきます。

まず、令和5年度 of 取組についてです。

高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業の取組として、一般高齢者を対象としたフレイル出前講座では、通いの場を利用してフレイル予防のアセスメントや体操を実施しました。

また、予防プログラムでは、体力テスト、運動や栄養の指導を実施しました。健康上問題のある高齢者に対しては、糖尿病薬使用歴または糖尿病治療歴のある治療中断者で、過去2年間に健診を受診していない方の令和5年度の健康診査結果から医療機関受診勧奨をしました。また、医療機関受診勧奨対象者のうち、医師が必要と認めた方に保健師及び管理栄養士の保健指導を実施し、重症化予防に努めてまいりました。

続いて、第2期愛西市国民健康保険データヘルス計画の評価と実施についてです。

効果的かつ効率的な保健事業の実施を図るため、愛西市国民健康保険データヘルス計画における第2期計画につきましては、健診受診率向上事業及び生活習慣病等の重症化予防事業に取り組んでまいりました。実績としましては、特定健診の受診率向上を目指し、健診受診勧奨事業に取り組みましたが、新型コロナウイルス感染症の影響もあり、受診率は横ばいにとどまっ

ております。

次に、生活習慣の改善及び重症化を予防するため、特定保健指導を実施した結果、特定保健指導終了率は、平成29年度は18.6%から、翌年度には22.5%と増加しましたが、新型コロナウイルス感染症の影響もあり、令和4年度は11.5%と低下しております。

評価としましては、特定健診受診率が向上せず、特定保健指導終了率も低下していることから、メタボリックシンドローム該当率が高くなっており、生活習慣の発症及び重症化リスクが高まることが懸念されますので、効果的な健診受診の勧奨と保健事業の実施が必要であると評価しております。

続いて、第3期愛西市国民健康保険データヘルス計画の取組と目標についてです。

第3期の計画は、令和6年度から令和11年度までを期間とし、令和6年3月に策定しました。第2期計画の評価から、被保険者の健康状態の把握及び生活習慣病の早期発見、生活習慣病の重症化が予防できる適正受診、適正服薬の増進の目標を上げ取り組んでまいります。以上となります。

#### ○18番（竹村仁司君）

それぞれ御答弁いただきありがとうございました。

順次、数点にわたり再質問をさせていただきます。

初めに、市制施行20周年についてです。

答弁にもあるように、市民の皆さんが20周年を共に祝う気持ちは大切です。そこが将来の愛西市の発展につながるとても重要な部分です。そのためには、市民の皆さんにどう喜んでいただくかという視点だけではなく、どのように市民の皆さんや地域団体と一緒に1年間事業を展開していくのかということが重要になります。

そこで、市制施行20周年となる令和7年度に向けて、市民の皆さんや地域団体、企業の方々に、この20周年という巡り合わせをどのように生かしていただくのか、また市民や地域団体の皆さんとどのように協働されていく考えなのかお伺いします。

#### ○企画政策部長（西川 稔君）

市制施行20周年につきましては、市民、地域団体、企業の皆さんと共に祝い、今後とも愛西市に愛着を持っていただくことが必要だと考えております。そのため、あいさいさん祭りや地区の納涼まつり、文化祭や音楽祭をはじめ、市が主催、共催となるような行事、イベントについては、令和6年度中から20周年の冠を付与して周知することにより、広く市民の皆さんに参加を促してまいりたいと考えております。また、地域団体や企業が実施する行事、イベントにつきましても、一定の条件を付する必要がありますが、冠を付与することで、共に20周年を盛り上げる方法を検討しております。

冠を付与した行事、イベントにつきましては、20周年事業のシンボルとして作成したキャッチフレーズやロゴマークをチラシなどの印刷物に表示していただくとともに、市ホームページやSNS等でイベント開催について紹介するなど、周知に協力してまいります。以上でございます。

○18番（竹村仁司君）

ありがとうございます。

先ほどの答弁の中で、周年記念式典、周年記念行事、地域団体、企業との協働を促すための冠の付与、広報啓発事業など、幅広い事業展開をお考えのようですが、現在どのような体制で検討を行っているのかお伺いします。

○企画政策部長（西川 稔君）

周年記念式典は秘書課が主に担当し、その他の周年記念事業はシティプロモーション課が総括することとしております。

周年記念式典については、過去5周年、10周年では市表彰式を併せて実施しており、20周年につきましても市表彰式を中心に行事内容を検討してまいります。

周年記念事業の展開については、現在、市の若手職員が中心となったプロジェクトチームにより検討を進めているところです。地域団体、企業の取組に対する冠の付与や広報啓発事業につきましても、シティプロモーション課において検討を進めてまいります。以上です。

○18番（竹村仁司君）

本当にこの若手職員によるプロジェクトチームというのは、私は期待をしております。この20周年を控えた今年度に新たに設けられたシティプロモーション課も期待をしています。大きな事業になると思います。

そこで、20周年事業全体をシティプロモーションの観点でどのようにデザインしていくのか、お伺いします。

○企画政策部長（西川 稔君）

シティプロモーションとは、市民の皆さんが市の魅力を再確認し、シビックプライド、誇りや愛着を持ち、さらに市の一員として地域づくりを行っていくという思いを持っていただくとともに、市が持つ地域資源や市民の皆さんの元気な姿、地域団体や企業の活動を市内外へ情報発信を行うことで、愛西市に関心を持っていただくことにより、定住や交流人口、関係人口の創出につなげていくことだと考えております。

市制施行20周年についても、シティプロモーションの観点でもって、市民の皆さんによる様々な行事、イベントへの積極的な参加や、地域団体や企業の皆さんが行う地域活動を通じて、地域をより元気に発展していこうという思いを生み出すとともに、市による情報発信だけではなく、市民や地域団体の皆さんが自ら口コミで発信していただけるよう努めてまいります。1年間を通じて事業を展開してまいります。この取組をいかに将来につなげていくか、知恵を絞ってまいりたいと思います。以上です。

○18番（竹村仁司君）

ありがとうございます。

市民目線のこの知恵がとても大切になると思います。

令和7年4月からすぐに事業展開していくためには、今年度中にいかに事業推進体制を整え、市民の皆さんや地域団体、企業に周知啓発できるかが重要です。今年度のスケジュールをお伺

いします。

**○企画政策部長（西川 稔君）**

令和7年4月から1年間にわたって行う20周年事業全体について、現在準備を進めているところであります。20周年記念式典については秘書課において、20周年記念事業全体の展開についてはシティプロモーション課が総括の下、若手職員が中心となったプロジェクトチームにおいて検討を進めております。

また、20周年事業のシンボルとなるキャッチフレーズやロゴマークについて現在作成を進めており、今年度中に公表し、地域団体や企業の皆様が実施する20周年を祝う行事、イベントの周知に活用いただけるよう、連携事業の実施方法についても検討を進めております。市民の皆様には、決定次第、順次公表してまいります。以上です。

**○18番（竹村仁司君）**

ありがとうございます。

令和7年4月から事業を展開するために検討すべき項目は多々あります。早急に全体像を示していただき、市民の皆様に周知することで、市全体で市制施行20周年を祝う機運、巡り合わせですか、この機運を高めることができます。ぜひ検討を進めていただきますよう要望しまして、この項目を終わらせていただきます。

次に、高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業について再質問いたします。

令和5年3月時点では、市の後期高齢者医療における医療費全体に占める疾病別の割合を見ると、人工透析を伴う慢性腎臓病、糖尿病、不整脈、骨折が多い順となっています。この傾向はその後も同じなのか伺うのと、高齢者の抱える疾病として、令和5年度どのように予防指導など取り組んだのかお伺いします。

**○保険福祉部長（田口貴敏君）**

疾病別の割合の傾向は、令和6年3月時点で骨折の割合が増加していますが、全体の傾向としては同様になっています。

令和5年度を取組については、一般高齢者を対象にフレイル出前講座及びフレイル予防プログラム事業を実施しました。健康上問題のある高齢者に対する重症化予防事業では、医療機関受診勧奨対象者のうち、医師が必要と認めた方に保健師及び管理栄養士の保健指導を実施し、重症化予防に努めました。以上です。

**○18番（竹村仁司君）**

ありがとうございます。

フレイルという、加齢と共に心身が衰えた状態になることですね。高齢者の骨折は若い人に比べて回復が遅いという特徴がありますので、十分な観察とケアが必要です。こうした骨折を起こさないためには、まずその予防方法を知ることです。市では転倒予防などの対策と周知、その他の要因なども含め、骨折に対する予防をどのように啓発しているのかお伺いします。

**○保険福祉部長（田口貴敏君）**

転倒予防にはフレイルを予防することが重要なため、出前講座やサロンで、運動、栄養、社

会参加が予防に有効であることを伝え、意識づけをしています。

また、予防教室では、管理栄養士がたんぱく質やカルシウム、ビタミンDの食事摂取や日光浴を勧め、健康運動指導士が転倒しない体づくりのための運動指導を行っています。以上です。

**○18番（竹村仁司君）**

高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施に当たっては、住民主体の通いの場などを活用し、保健師や管理栄養士、歯科衛生士などの医療の専門職が関与を深め、高齢者に広くフレイル予防の重要性について浸透することなどを目的としています。本市の取組をお伺いします。

**○保険福祉部長（田口貴敏君）**

予防の重要性を浸透させるために、一般高齢者向け事業として、令和5年度より継続して出前講座とフレイル予防プログラムを実施し、令和6年度からは75歳になる方を対象にアセスメントを行うとともに、必要な介護予防サービス等を情報提供する健康状態把握事業を新たに実施しております。以上です。

**○18番（竹村仁司君）**

ありがとうございます。

アセスメントというのは、評価とか審査などを意味する言葉ですね。国保特定健診の結果、糖尿病性腎症の受診勧奨が必要な数値に該当し、医療機関への受診が確認できない対象者に対して受診勧奨をしているはずですが。その方法と近年の実績人数、その後の効果をお伺いします。

**○保険福祉部長（田口貴敏君）**

健診または医療の受診勧奨は、個人通知や電話、家庭訪問等を行いました。

令和4年度は、対象者28人に対し全員に受診勧奨を実施し、24の方が受診されました。令和5年度は、対象者39人に対し全員に受診勧奨をし、36の方が受診されました。以上です。

**○18番（竹村仁司君）**

ありがとうございます。

受診勧奨は効果がありますね。そのような国保保健事業の取組が高く評価をされ、財源である国・県からの保険者努力支援交付金が交付されています。金額だけが全てではありませんが、令和4年度、令和5年度の交付金額をお伺いします。

また、この保険者努力支援交付金を具体的に利用した取組をお伺いします。

**○保険福祉部長（田口貴敏君）**

保険者努力支援交付金について、令和4年度の交付額は2,803万5,000円、令和5年度の交付額は3,122万円です。

令和5年度交付金対象事業は、健康年齢を活用した特定健康診査継続受診対策事業、健診結果を生かす健康講座、糖尿病性腎症重症化予防事業となります。以上です。

**○18番（竹村仁司君）**

ありがとうございます。

この交付金により、またこの新たな取組が生まれるわけです。第2期愛西市国民健康保険データヘルス計画でのデータがどのように生かされるのか、医療に関しては給付と負担の balan



スをどのように考えるのかお伺いすると、病気の予防に関して、重症化、介護予防など健康寿命の延伸についてお伺いします。

**○保険福祉部長（田口貴敏君）**

第2期愛西市国民健康保険データヘルス計画のうち、市全体と国保加入者の人口の人口構成、地域資源、保健事業の実施状況、達成状況等のデータを、その要因の考察及び計画の評価等に活用しています。第3期計画において、評価等に基づき、事業内容の再構築等、効率的、効果的な事業となるよう努めてまいります。

医療に関する給付と負担のバランスにつきましては、高齢化が急速に進む中、生活の質を維持し、社会保障制度を持続可能なものとするためには、給付と負担のバランスを確保して制度を維持していく必要があります。医療費の適正化や重症化予防に努めるとともに、市民の皆様にも最低限の御負担をいただくことも必要であると考えております。

健康寿命の延伸につきましては、病気の予防、重症化予防や介護予防、フレイル予防に取り組むことにより、健康寿命の延伸が期待でき、医療費等給付の抑制や生活の満足度の向上につながると考えています。以上です。

**○18番（竹村仁司君）**

第3期愛西市国民健康保険データヘルス計画と高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業は大切な取組になるはずで、高齢者の方と共に取り組み、寄り添う中で、具体的に大切なポイントをお伺いします。

**○保険福祉部長（田口貴敏君）**

高齢者の尊厳の保持と自立生活の支援を目的に、自分らしい暮らしを人生の最後まで続けるために、人と人がつながり、新たな取組や継続的な取組を行います。そして、健康問題を市民一人一人が関心を持ち、参加し、解決していく総合的な力、地域の力が大切であると考えております。以上です。

**○18番（竹村仁司君）**

それでは、最後に市長にお伺いします。

これまで幾度もの困難を乗り越え、愛西市のかじ取りをし、来年、市制施行20周年を迎えます。これまでも節目としての周年はあったとしても、そこが終点ではありません。市長の見据える愛西市の未来と展望を福祉も含めてお伺いします。

**○市長（日永貴章君）**

御答弁させていただきます。

平成17年4月に4町村が合併し、来年は20周年の節目の年を迎えることとなります。これまで愛西市の礎を築き上げられてこられた諸先輩方、そして市民の皆様方の多大なる御尽力に心から敬意と感謝を申し上げたいと思います。

ちょうど20年前後を振り返ってみますと、市町村合併が全国的に行われまして、この海部地域でも町村合併が行われました。愛西市におきましては、4町村が今後、単独での行財政運営に危機感を持ち、国が示された合併を推進されておりましたので、それに基づき自治体づくり

を目指した合併が行われたというふうに思っております。

近年では、少子高齢化、人口減少などが課題として言われておりますが、20年前はそのようなことはまだ叫ばれておりませんでした。こういったことを考えますと、時代も変化し、我々自治体が抱える課題も多岐多様となってきたというふうに思っております。合併する前のそれぞれ町村が抱えていた様々な課題等を解決しながら、愛西市として現在取組を進めさせていただいております。

福祉全般にわたりまして、やはりそれぞれの方が一日でも長く自分のことは自分で行いながら、この地域で生活していただくことを目的にサービス提供を行わせていただいております。

これからの本市のさらなる飛躍のためには、この20年という節目の年は非常に有効な契機だと考えております。そのためには、市民の皆様が愛西市に誇りや愛着を持っていただくことも重要ではないかと思っております。20周年という記念事業を通じ、市の魅力をさらに再確認をしていただけるような、また地域団体や地元の企業、そして愛西市に関わる全ての皆様方に、地域活性化の取組をさらに発展していただけるような機会になればと考えております。

そして、こういった姿を今まで以上に市内外へ情報発信することで、市民の方、市外の方が愛西市について関心を持っていただき、交流、関係人口の創出にもつながっていただければと考えております。

市といたしましては、20周年事業全体を市が一体となって、これまで歩んできた20年を振り返り、さらに今後の10年、20年を見据えたまちづくりに取り組む契機となるよう、事業展開を図っていかねばならないと考えております。以上でございます。

**○18番（竹村仁司君）**

以上をもちまして私の一般質問を終わります。

ありがとうございました。

**○議長（近藤 武君）**

18番議員の質問を終わります。

休憩を取らせていただきます。再開は10時20分といたします。

午前10時10分 休憩

午前10時20分 再開

**○議長（近藤 武君）**

休憩を解きまして会議を再開いたします。

次に、質問順位2番の11番・角田龍仁議員の質問を許します。

角田龍仁議員。

**○11番（角田龍仁君）**

議長のお許しをいただきましたので、通告に従い一般質問をさせていただきます。どうぞよろしくお願いたします。

今回の質問は大きく2項目について質問させていただきます。

大項目1つ目は、公共施設の施設整備計画について、2つ目は小中学校統廃合問題について

質問をさせていただきます。

それでは、大項目1つ目の公共施設の施設整備計画について質問に入りたいと思います。

公共施設は、市にとって見方を変えると財産です。家庭で申しますと、自分たちが住んでいる家に値し、民間企業から申しますと、会社、工場、営業所などに値します。毎年、決算などで民間企業から提出される決算書の中の貸借対照表の中では、自ら所有する建物などの施設は資産部門に値し、大事な財産になります。市にとってもとても重要なもので、この資産をどう運用し、管理していくことが大変重要になります。

昨年も永和中学校体育館の一時閉鎖や佐屋小学校の浸水、また文化会館で行われた平和祈念式典中にエアコンが故障し冷房が入らないなど、度重なる施設のトラブルがありました。

こちらの写真を御覧ください。

立田北部地区防災コミュニティセンターのお風呂が今は壊れていまして、ずっと入れない状態が続いております。

愛西市は、2町2村が合併してできた市であり、個別施設計画の下、公共施設のスリム化を図っているところではありますが、いまだ多くの公共施設を抱え、老朽化が進んでいるのが現状であります。

そこで質問いたします。

施設の大規模修繕するに当たり、推定でどれくらいの予算が必要になるのかお伺いいたします。また、大規模修繕が必要な建物は何か所あるのかお伺いいたします。

次に、大項目2点目の小・中学校統廃合問題について質問いたします。

令和6年3月に教育委員会から愛西市小中学校適正規模並びに老朽化対策基本計画【第1期：令和6年度～令和13年度】が出されました。この基本計画の中の施策2では、佐屋中学校と立田中学校を統合し、現在の佐屋中学校に配置すること。施策3では、八開中学校と佐織西中学校を統合し、現在の佐織西中学校に配置すること。施策4では、立田北部小学校と立田南部小学校を統合し、現在の立田中学校に統合した立田地区の小学校を配置することが決定されました。

ここで質問いたします。

立田地区は北部小学校と南部小学校を統合する計画ではありますが、八開地区の小学校、八輪小学校と開治小学校はなぜ統合しないのかお伺いいたします。

また、計画では立田地区は小・中学校ともスクールバスの通学となっておりますが、八開地区はスクールバスの通学ではないのはどうしてなのかお伺いいたします。

以上、総括質問です。順次回答のほど、よろしくお伺いいたします。

#### ○総務部長（近藤幸敏君）

私からは、まず大項目1点目の公共施設の施設整備計画についての、まず修繕には推定どのくらいの予算がかかるのかについて御答弁させていただきます。

公共施設等の総合管理計画における2016年から2055年までの40年間で、施設の修繕・更新に対する費用は約708億円と推計しております。

次に、大規模修繕が必要な建物は何か所あるのかについてでございますが、主要な公共施設に示す方向性において、大規模修繕が必要とされる築40年を超える建物は24施設ございます。主な施設といたしましては、消防署分署、佐織中学校を除く市内17小・中学校、佐織公民館、八開及び佐織地区の浄水場などとなります。以上でございます。

#### ○教育部長（佐藤博之君）

私からは、大項目2点目、小・中学校統廃合問題についてに係る八開地区小学校の統合について御答弁させていただきます。

令和4年3月に学校施設の老朽化に関する基本的な考え方及び対策に向けた具体的な方策を検討するために設置した愛西市立小中学校施設老朽化対策検討委員会からの愛西市立小中学校適正規模適正配置等についての提言書において、立田南部小学校並びに立田北部小学校は、最も深刻な老朽化の状態と示されました。

令和4年7月に愛西市立小中学校適正規模等並びに老朽化対策検討協議会を設置し、小・中学校の適正化と学校施設の老朽化対策について協議をお願いしました。市全体に係る検討・協議の結果、愛西市立小中学校適正規模等並びに老朽化対策基本計画（協議会案）を含めた御提案をいただきましたが、小学校の再編、通学区域や老朽化対策の検討などは、地区検討協議会へ申し送られました。

令和4年10月、佐屋、立田、八開、佐織の4つの地区検討協議会を設置し、立田地区検討協議会では立田地区の小・中学校に関して協議しました。一方、八開地区検討協議会では、八開地区の中学校に関して協議しましたが、小学校に関しては協議に至りませんでした。

令和5年10月から11月までの間に愛西市立小中学校適正規模等並びに老朽化対策に関する意向調査を立田、八開地区の世帯を対象に実施しました。意向調査において、立田地区では小学校に関する質問を設けましたが、八開地区では地区検討協議会の状況を考慮し、小学校に関する質問を設けませんでした。立田地区における意向調査結果のうち、現在の立田中学校の場所に現在の立田南部小学校区と立田北部小学校区の全部を1つの学区とする新たな小学校を配置する。ただし、立田北部小学校区の一部は草平小学校へ進学できる制度を検討するについての考えはどの質問に対し、おおむねも含め賛成する世帯が反対する世帯より多い調査結果から、第1期愛西市立小中学校適正規模等並びに老朽化対策基本計画に、現在の立田中学校の場所に、現在の立田南部小学校区と立田北部小学校区の全部を1つの学区とする新たな小学校を配置するの施策を盛り込みました。

八開地区の小学校の再編につきましては、八開地区検討協議会で協議に至らなかった等の経緯を踏まえ、具体的な施策としては盛り込んでおりません。

続きまして、八開地区におけるスクールバス通学についてですが、国、文部科学省が策定した公立小学校・中学校の適正規模・適正配置に関する手引において、通学距離は小学校にあってはおおむね4キロメートル以内、中学校にあってはおおむね6キロメートル以内は妥当であると示されております。

本市におきましても、国が策定した手引を参考に、小学校はおおむね4キロメートル以内、

中学校はおおむね6キロメートル以内を原則とし、それを超える地域におきましてはスクールバスとすることを第1期基本計画に盛り込みました。

現在の佐屋中学校の場所に、現在の立田中学校区と佐屋中学校区の全部を1つの学区とする新たな中学校を配置するについて、通学距離が6キロメートル、現在の立田中学校の場所に、現在の立田南部小学校区と立田北部小学校区の全部を1つの学区とする新たな小学校を配置するについて、通学距離が4キロメートルを超える地域があるため、通学手段にスクールバスを示しました。

現在の佐織西中学校の場所に、現在の八開中学校区と佐織西中学校区の全部を1つの学区とする新たな中学校を配置するにつきましては、通学距離が最遠地であっても5キロメートル未満であるため、通学手段にスクールバスを示しておりません。以上でございます。

#### ○11番（角田龍仁君）

それぞれの御答弁ありがとうございます。

それでは、順次再質問をさせていただきます。

まずは大項目2点目の小・中学校統廃合問題について再質問をさせていただきます。

今、こちらスクリーンに映っておると思うんですが、こちらが愛西市小中学校適正規模並びに老朽化対策の基本計画の施策4のところになります。

少しアンダーラインを引かせていただいたんですが、まず、南部小学校と北部小学校を統合するとして1つにするという理由ですね、こちらが令和5年度に、でも学年が単学級のため小規模となっていますと、今後過小規模になる可能性もあると記述されております。

次に、こちらを御覧ください。

こちらは立田・八開地区の児童・生徒数と学級数、教員数の令和4年度と10年度の比較表ですね。10年度は予想なんですけど、これを見ていただきますと分かるように、全小学校というか、全学年を見ても、立田より八開のほうが少ないのが現状になっております。

特に10年の予想で、こちらが開治小学校ですね、開示小学校では1学年が3人という数字が出ております。これを見る限りは、過小規模になるのは立田地区の小学校より八開地区の小学校のほうがより深刻だと思われるんですが、市としてはいかががお考えなのか、お伺いいたします。

#### ○教育部長（佐藤博之君）

第1期基本計画では、令和6年度から令和13年度までの間に5つの具体的な施策に取り組みます。八開地区の小学校につきましては、八開地区検討協議会で協議に至らなかった等の経緯を踏まえ、現時点では考えておりません。今後、国や県の動向、出生数から見た児童数の推移などを注視してまいりたいと考えます。以上でございます。

#### ○11番（角田龍仁君）

御答弁ありがとうございます。

次に、こちらを御覧ください。

こちらは、令和6年1月9日から令和6年1月31日までの間に、この愛西市小中学校適正規

模等並びに老朽化基本計画の第1期の令和6年から13年の案に対して、市民の皆様からの意見募集、いわゆるパブコメですね、パブリックコメントを行ったものを抜粋したものです。

これは136件意見があるうちの一部になりますが、このやはり中に市民の方が、読んでいただいたら分かるんですが、八開地区の小学校の生徒数が減少した場合、八開中学校の跡地に開治小と八開小学校を統合した小学校を建設してはどうかという意見が出されております。

それで回答としましても、教育委員会からこのように、基本計画（案）には施策案はありませんのでできないよと、引き続き児童数の推移を注視してまいりますと回答をされておりますが、先ほどの答弁にもあったんですが、どのような状態になったときに施策を考えられるのか、新しい、その辺をちょっとお伺いしたいと思います。お願いいたします。

#### ○教育部長（佐藤博之君）

先ほども御答弁をさせていただきました。まず、教育委員会として考えておりますことは、第1期基本計画でお示しさせていただいた5つの具体的な施策について着実に進めることを考えているところでございます。

そのため、八開地区の小学校につきましては、出生数については市民の皆様チラシ等で周知を図らせていただいているところではございますけれども、国や県の動向、さらなる出生数から見た児童数の推移などを考慮した上で、教育委員会として考えていきたいと思っております。以上でございます。

#### ○11番（角田龍仁君）

御答弁ありがとうございます。

やはりしっかりとちょっとまた児童・生徒数をしっかりと確認していただいて、必要であればまた検討していただきたいなと思います。

では、次に行きます。

一括質問でお聞きした立田地区でスクールバスを利用する理由は分かりましたが、立田北部小学校の児童・生徒数の中で、現在の佐屋中学校より佐織西中学校へ行ったほうが近い児童・生徒数が結構おると思います。そういった西中学校に行く場合は6キロ以上のところが皆さんそうやって行かれるそうですね。結構少なくなるんじゃないのかなというふうにちょっと考えられるんですけど、大体どのぐらい利用を考えられているのか、ちょっとお聞きしたいんですが、お伺いいたします。

#### ○教育部長（佐藤博之君）

スクールバスにつきましては、登下校の時間や運行本数、運行ルートなど、児童・生徒の通学に係る安全面などに配慮した上で、運行形態や運行管理などを考えていきたいと、今の状況でございます。そのため、スクールバス通学の運用については、準備委員会等で協議してまいります。以上でございます。

#### ○11番（角田龍仁君）

御答弁ありがとうございます。

今年の5月17日の日本経済新聞の朝刊にスクールバスを地域の足にという見出しが載ってお

りました。スクールバスを巡回バスと共有できないのかをちょっとお伺いしたいと思います。

**○教育部長（佐藤博之君）**

登下校の時間や運行本数、運行ルートなどが現在定まっていない中、地域の足の手段の一つとして活用することは考えておりません。スクールバスにつきまして、児童・生徒の登下校等の通学手段として運行することを最優先に検討してまいります。以上でございます。

**○11番（角田龍仁君）**

御答弁ありがとうございます。

国交省が事例などを紹介しておりますので、その辺も参考にさせていただき、計画していただきたいと思います。

愛西市は平成29年9月に一度、立田・八開地区全てを統合し小中一貫校1校とする計画案が決定しましたが、事実上白紙になり、5年以上無駄な時間を費やしてしまいました。この間に学校施設の老朽化が進んでしまい、もしあのときしっかりした計画であれば、合併特例債なども利用して、今頃安心して快適な校舎で児童が教育を受けられる環境やったかもしれません。しっかりした計画を進めていただくようお願いして、次の質問に移りたいと思います。

次に、大項目1点目の公共施設の施設整備計画について再質問に入りたいと思います。

先ほどの回答で、大規模修繕が必要な建物は築40年を超える建物で24施設あると回答されました。また、修繕に必要な費用は40年間でおよそ708億円と推計されているみたいですが、では施設の建物を管理している課はどこなのか、また全体の把握はしているのか、お伺いいたします。

**○総務部長（近藤幸敏君）**

施設管理の所管部署につきましては、各課となります。

財産台帳としては、総務部財政課が取りまとめておりますが、個々の施設の必要な修繕の詳細については、各課で管理することとなります。以上でございます。

**○11番（角田龍仁君）**

御答弁ありがとうございます。

施設管理の所管部署は各課で、財産台帳は総務部税務課が取りまとめているということですが、それでは修繕する場合、担当課はどこなのか、お伺いいたします。

**○総務部長（近藤幸敏君）**

維持管理・修繕の実施につきましても、施設の運営への影響なども詳細に把握をしております所管部署の各課となります。以上でございます。

**○11番（角田龍仁君）**

御答弁ありがとうございます。

各課ということは、学校であれば学校教育課になるということだと思います。修繕・営繕に関して把握している技術者は配属しているのか、お伺いいたします。

**○総務部長（近藤幸敏君）**

都市計画課に建築士が配置されております。施設の営繕に関しては、都市計画課に相談等を

行っております。以上でございます。

○11番（角田龍仁君）

御答弁ありがとうございます。

配属されている建築士に相談をされていることは分かりましたが、どのような相談をされているのか、お伺いいたします。

○総務部長（近藤幸敏君）

営繕に当たりまして、施工の方法や施工の範囲、設計内容の精査などについて相談等を行っております。以上でございます。

○11番（角田龍仁君）

御答弁ありがとうございます。

結構いろいろとしっかり聞いてやられているというのが分かりました。

現在、そうしたら、愛西市の建築士は何人ぐらいいるのか、お伺いしたいと思います。

○企画政策部長（西川 稔君）

現在、建築士が2人在籍しており、2人とも都市計画課で業務を行っております。以上です。

○11番（角田龍仁君）

御答弁ありがとうございます。

では、愛西市全ての施設の営繕や修繕に2人で対応しているということが分かりました。

愛西市の多くの施設は老朽化しておりますので、かなりの案件になると思いますが、都市計画課はほかにも仕事があると思われまので、2人の建築士だけでは行うのは少し苛酷かなと思います。

以前、愛西市には施設整備課という課がありました。そこで本庁舎の建築や各種の整備を行ってまいりましたが、もう一度この施設整備課をつくる考えはないのか、お伺いしたいと思います。

○企画政策部長（西川 稔君）

営繕を担当する課の設置予定はありません。以上でございます。

○11番（角田龍仁君）

御答弁ありがとうございます。

今のところ考えがないということですが、こちらを御覧ください。

こちらが廃校になったの旧立田南部小学校の福原分校になります。これがまたそうなんです、この中の一番古い建物は1965年建築ですので、およそ59年の建築年数がたっております。今のところ、これ何にも利用されていない状況になります。このままですね。

次が、こちらが約1年前に廃園になった旧佐屋北保育園ですね。こちらが1977年建築ですので、47年の建築年数がたっております。先ほどの福原分校と同じように今何も利用されていなくて、今もう1年たったぐらいで草が生えてきていて、こんな状態になっております。こちらも何も利用されておられません。

次に、こちらが旧八開庁舎になりますね。こちらは1987年の建築ですので、約37年の建築年



数がたっております。こちらは今何も利用されていない状態であり、使っていないものですから、ちょっと雨漏りがするというのもちょっとお聞きしております。

このように個別施設計画でも廃止となった施設の利用方法は、どこが主体となってお決めになっているのか、お伺いしたいと思います。

○総務部長（近藤幸敏君）

施設の利活用について検討をする場合、施設の築年、構造、設備状況などを把握する所管課を中心に各課と連携をいたしまして検討会議を行います。利用可能な用途や必要な修繕・経費など、様々な方面からの意見を参考に、利活用について方向性を検討するものでございます。以上でございます。

○11番（角田龍仁君）

御答弁ありがとうございます。

では次に、こちらのスクリーンを御覧ください。

こちらは旧佐織庁舎の跡地ですね。

御覧のように広大なアスファルト、駐車場になっております。ここまで駐車場が今の佐織、新しく建て替えた佐織庁舎に必要かといったら必要じゃないんじゃないかなと自分の個人的には思います。

次に、こちらが旧立田社会福祉会館になります。

これは一応今年取り壊される予定ではありますが、先ほど佐織庁舎を見ていただいたかと思うんですけど、こちらで将来的に壊される計画があるみたいなんですけど、ああいうような形のほうが本当にアスファルトばかりの駐車場になっちゃうのかどうかというのは、ちょっとどうなのかなと思います。

こちらが今回またそうですね、こちら佐織保育園ですね。こちらで閉園が決まっておりますので、今後どうしていくのかなというのがちょっとあります。

先ほど統廃合問題で話をされた、今度これは八開中学校になります。

ここの今の計画ですと、ここに何もこういった計画がないものですから、これも同じように廃校と言われる空き施設というか、そんな感じになって、どうなるのかなと。

こちらがですね、こちらはたしか南部小学校、こちらで統合してなくなると、こちらでどんな施設になっていくのかなあ。

こちらが北部小学校ですね。こちらで同じように統合されると、ここの建物、土地、どういう利用をされていくのか、ちょっと心配になります。

施設の利活用についての検討は、先ほどの答弁で所管課が中心で行うということですけど、今まで利用した施設の用途を廃止したものですから、所管課ではそれぞれの課の仕事もありますし、何にしたらよいのかなんていうことが、そういった知識もないものですから、少しちょっと無理があるんじゃないかなと思います。

民間企業なんかでは不動産部門だとか、そういったしっかり課が設けられていまして、その道のプロが主体となって、もちろんほかの課も集めて、担当課も集めて検討を行いながら、施

設や土地の利用を検討していきます。また、営繕・修繕もそういった形で対応しての現状であります。

大項目2点目で質問した小・中学校の統廃合が進むと、また廃校ができて、その利用をどうするのか、大きな問題になります。施設や土地、言わば市の資産であり、財産でもあります。施設などをしっかり管理して利用していく課や施設などを創設していく組織づくりが必要だと思われませんが、市長はどうお考えか伺いたします。

#### ○市長（日永貴章君）

当然市といたしましては、適正な施設管理をしなければならないというのが基本的なことでございます。しかしながら、空き施設、当然老朽化もしておりますし、目的も変わってきておりますので、そこをどのような施設運営をするのかということは非常にハードルが高いと思っております。当然、目的外使用といいますと、市だけではオーケーできませんので、当然、県や国の法律等の基準がございますので、何にでも使えるというわけでもありませんし、当然市だけでアイデアがあるわけではありません。当然、市民の方や様々な方々がその施設を活用したいという希望がまずなければならないということでございます。

あとは、老朽化が進んでおる施設につきましては、当然今後の利活用になかなか活路が見いだせないということであれば、まずは廃止、取壊しということも選択肢の一つではないかと、それによって、今後その場所をどのように活用していくかということになってくると思えます。

先ほど議員から指摘があった施設の中でも、当然、通常利用であれば駐車場としてはなかなか面積的には広いということではありますが、何か行事、イベントがあれば当然駐車場確保を愛西市としてはどのように行っていくかというような場所もありますので、やはり総合的に考えていかなければならないと思えます。

また今後、小・中学校の件でございますが、まずは学生、生徒の方々がしっかりと学習する体制をつくったその後、その学校を今後どのように利活用していくのかということは、各全国的に見ておられますとも、いろいろなやり方が現在ございますので、民間の方々がそういった施設を活用したいという事例も聞いておりますので、そういったところもしっかりと我々としては学んでいかなければならないと思えます。

専門的な部署につきましては、そういった選択肢も当然ありますけれども、現在、市としては、先ほど部長も答弁しましたけれども、建築士の方についても2名しかいないと。そして、毎年市としては募集をさせていただいておりますが、なかなか応募も少ないということで、各自治体の状況を見ていまして、そういった専門職の採用は非常に難しい状況でございます。市といたしましては、やはりそういった専門職の方々にいろいろな知識がある方、そして一生懸命やりたいといういい人材を確保したいというふうに思っておりますので、また議員も誰かお知り合いの方でそういった方がありましたら、ぜひ御紹介をいただきたいと思えますし、市としてもどのような採用をしていけばいいかということを考えていかなければならないと思えます。

まず、私どもといたしましては、所管する課や部でしっかりと施設を管理し、そしていろいろな方々に意見を聞きながらやるという方法を現在取らせていただいておりますが、今後、当然、今おっしゃられましたとおり、空き施設も多くなってまいりますので、そういった部署を設置するというのも一つの選択肢であるとは思っております。以上でございます。

**○11番（角田龍仁君）**

御答弁ありがとうございます。

本当にこれからどんどんどんどん増えていきますので、今、市長の言葉にもありましたので、それも一つの手段と考えていただけるということも今後考えていくと、検討の余地をいただきましたので、本当に統合とか廃止して、はい終わりということではなく、できれば本当は事前に跡地利用を考えながら進めていくというのが理想ではありますが、やはりなかなか難しいのも現状であります。

やはり、もちろん建築士に限らず、そういった建築士の免許を持ってみえていなくても、そういった勉強された職員だとか、これから入ってくる職員もおおと思いますので、そういった方を募って、そういった課を設けていただいて、しっかりと検討していただくのがいいかなと思います。

今後、しっかりした施設整備、施設管理、施設運用をしていただくことをお願いして、私の一般質問を終わりたいと思います。御清聴ありがとうございました。

**○議長（近藤 武君）**

11番議員の質問を終わります。

ここで休憩を取らせていただきます。再開は11時5分といたします。

午前10時55分 休憩

午前11時05分 再開

**○議長（近藤 武君）**

休憩を解きまして会議を再開いたします。

次に、質問順位3番の5番・真野和久議員の質問を許します。

真野和久議員。

**○5番（真野和久君）**

それでは、通告に基づきまして一般質問を行いたいと思います。

今日は1点目として、学校統廃合の見直しを、2点目として、立田地区のコミュニティセンターの入浴施設の再整備、それから3点目として、高齢者の補聴器購入に支援をという3点で質問をしたいと思います。

まず最初に、学校統廃合の見直しをについて質問をいたします。

第1期愛西市小中学校適正規模等並びに老朽化対策基本計画が決定をされました。しかし、このパブリックコメントでは82人、136件の意見があり、その多くが見直しを求める意見であったにもかかわらずこの計画を決定されました。反対意見を考慮せず、なぜ強引に進めたのかについて伺いたいと思います。

また、この学校の統廃合に関しては、児童・生徒の教育のためとは言われていましたが、統合の協議に入る際や統合の決定をする前に生徒・児童の意見を聞かなかったのはなぜか。児童・生徒の学校生活や学習への思いをまず聞いて尊重すべきではなかったのかと思いますが、その点に関してどのように考えているのか答弁をお願いします。

それから、2点目の立田地区の各コミュニティセンターの入浴施設についてですが、立田地域北部・南部のコミュニティセンターの入浴施設は、高齢者だけではなく、市民が誰でも入浴ができるという施設であり利用されています。しかし、このところ毎年のように故障があり、使用停止になっています。市民からはまた利用中止になったんだけど、早く再開してほしいという声が何度も届いています。今の現状について、まず最近の故障や修繕の状況についてお尋ねをいたします。また、頻繁に故障というのは設備の老朽化に原因があるとも考えられますが、今後の大規模修繕の考え方についてお尋ねをいたします。

それから、3点目の高齢者の補聴器購入に支援をということです。

これについては、昨年度も、また一昨年度も質問がありましたけれども、高齢者の難聴になった方に対する補聴器購入については、多くの要望が伝わってきています。

特に高齢者の、いわゆる高齢者で耳が遠くなってしまうと、聞こえないことによって家族や友人などとの会話が難しくなり、それによって話をするのが、会話がおっくうになって会話が減ってしまう。こうして人とのコミュニケーションが取りづらくなり、人との交流を控えるようになると、認知症の率も高まってしまうということで、今、各自治体では障害者手帳の交付の対象となるまでいかないけれども、聞こえの問題を抱えている高齢者に対する支援が広がっています。

2023年、昨年、愛知県社会保障推進協議会が行っています各自治体への自治体キャラバンの中での資料でも、愛知県内で犬山市、稲沢市、あま市など7市町が高齢者の補聴器の購入補助を行っております。昨年、一宮など10市町村が検討中となっていました。武豊町がこの4月から実施を始めましたし、また一宮市や岡崎市は今年の7月1日から助成を始めます。

こういう形で、現在高齢者に対する補聴器購入の助成が愛知県内でも広がってきている中で、愛西市としてこの助成の実施や考えがあるかについて質問をいたします。

以上で最初の質問を終わります。

#### ○教育部長（佐藤博之君）

私からは、大項目1点目、学校統廃合の見直しに係る学校適正化等を進める理由について御答弁させていただきます。

令和6年1月9日から1月31日まで実施しました第1期愛西市立小中学校適正規模等並びに老朽化対策基本計画（案）のパブリックコメントは、広く市民の皆さんから計画内容について御意見等をいただくために実施しました。

パブリックコメントは82人から御意見等をいただき、主な内容は、学校適正化について、地域の小・中学校をなくさず、小規模校のよさを生かし、目の行き届いた教育をしてくださいや

子供に通学の労苦を強い、地域のコミュニティーが希薄し、結果として過疎化が進んでしまいます。学校の老朽化対策こそ最優先して進めるべきですなど、おおむね否定的な御意見をいただきました。

一方で、計画的に学校規模の適正化を進め、教育の充実を進めていただきたいや情報提供や説明会、座談会も実施して進めているのであれば、自信を持って進めてほしい。地域のことより子供たちの教育を一番に考えてほしいなど、学校適正化を進めることにおおむね肯定的な御意見もいただきました。

平成26年5月から取り組んでまいりました愛西市立小中学校適正規模等並びに老朽化対策について、愛西市立小中学校適正規模等検討委員会や愛西市立小中学校適正規模等並びに老朽化対策検討協議会、地区検討協議会、保護者説明会、座談会、意向調査、パブリックコメントなどでいただいた御意見と併せて、本市で育つ子供たちへの教育環境にとって望ましい学校の在り方を教育委員会で協議してまいりました。

令和6年3月26日、臨時教育委員会を開催し、これまで協議を重ねてきた結果として、第1期愛西市立小中学校適正規模等並びに老朽化対策基本計画を策定し、公表をしました。

続きまして、第1期基本計画決定前に生徒・児童に意見を伺わなかった理由についてですが、教育委員会としては、愛西市立小中学校適正規模等検討委員会や愛西市立小中学校適正規模等並びに老朽化対策検討協議会、地区検討協議会、保護者説明会、座談会などでいただいた御意見を踏まえ、令和5年10月から11月までの間に実施しました愛西市立小中学校適正規模等並びに老朽化対策に関する意向調査では、その対象を立田、八開地区の世帯としました。学校規模適正化を進めるに当たり、児童・生徒を対象にアンケート等を実施して意見を伺った自治体があることは確認しております。学校規模適正化により直接影響を受ける児童・生徒がどのように考え、どのような意見を持っているのか、アンケート等によって意見が可視化されることは有意義であると考えます。

一方で、児童・生徒に対する直接的な意見等の聞き取りは、聞く側の意思によって回答が左右される可能性があるとも指摘されております。今後、各施策を進めていく中で、児童・生徒に対し、学校再編に取り組んだ他自治体を参考に、校名や制服、事前交流などについて御意見をいただく機会を設けたいと考えております。私からは以上でございます。

#### ○市民協働部長（山岸忠則君）

私からは、大項目2点目の立田地区各コミュニティセンターの入浴施設の再整備をについて御答弁させていただきます。

1点目の立田北部地区・南部地区防災コミュニティセンターの入浴施設について、最近の故障・修繕の状況はにつきましては、北部・南部いずれも建設より20年以上が経過しており、入浴施設の基幹機器である給湯設備等の経年劣化による故障が発生しています。

立田北部地区防災コミュニティセンターの入浴施設については、令和2年度に給湯ボイラー水漏れによる修繕を、令和4年度は換気扇及びろ過器修繕を行っています。現在は、令和6年3月に発生したボイラーの故障により、入浴施設の利用を停止しているところです。立田南部

地区防災コミュニティセンターの入浴施設については、令和2年度にボイラーの複合バルブ及びファンモーターの交換、令和5年度には給湯設備のラインポンプ修繕を行いました。現在は令和6年5月に熱交換器等が故障したため利用を停止しています。この熱交換器等の修繕については再開に向けて進めています。

続きまして、2点目の大規模修繕の考えはにつきましては、現時点において大規模修繕については考えておりません。以上でございます。

#### ○保険福祉部長（田口貴敏君）

私からは、大項目3. 高齢者の補聴器購入に支援をについて答弁させていただきます。

補聴器助成実施の考えはにつきましては、難聴は認知症の要因の一つとして上げられております。難聴によりコミュニケーションや会話が少なくなったり、社会との関わりが減ったりすることで、認知機能に影響が出る可能性があると言われております。一方、難聴となる要因については、遺伝といった先天的な要因と、糖尿病、動脈硬化など生活習慣病の影響といった後天的な要因があり、生活習慣病の予防が難聴の予防にもつながると考えられております。

認知症予防の取組として、介護予防教室、フレイル予防教室などの事業や、住民主体サービスやサロンなど通いの場の充実、老人福祉センターの利用、配食サービス、高齢者福祉タクシーによる移動の支援など、運動や口腔機能の向上、栄養の改善や人との交流、社会への参加を促すことで、生活の改善を図り、難聴予防を含めた総合的な認知症の予防を進めたいと考えております。以上です。

#### ○5番（真野和久君）

それでは、再質問を行っていきたいと思います。

最初に、3点目の高齢者の補聴器購入支援について再質問を行います。

先ほどの答弁の中でも、高齢者に関する様々な予防対策というのが、難聴だけに関わらず、健康を維持するための対策をやっていくという話ではありましたが、また、しかしそういう形をやったとしても、現実の問題として難聴になる方は多数見えるわけで、そうした中で支援も、補助をする市町村も増えているというのは現実だというふうに考えます。

そういう点で、例えば昨年9月には、高松議員の一般質問では、他市の状況や高齢者ニーズの把握に努めながら引き続き研究していくという話で答弁がありました。ということであると、いわゆる高齢者の補聴器補助に関しても、研究、検討していくんだということを表明されていたわけで、その点について、今回、先ほどの答弁だけではなかったわけですが、そういう検討の状況というのはどうなっているのかについてお尋ねします。

#### ○保険福祉部長（田口貴敏君）

補聴器補助制度を実施している市町村には、全てではありませんが、内容等を調査いたしました。また、国において、難聴高齢者の早期発見、早期介入等に向けた調査・研究事業の実施や、難聴と認知症の因果関係の研究が実施されております。その動向にも注視しております。以上です。

#### ○5番（真野和久君）

状況調査を行っている段階だということですか。

では、具体的に導入していくかどうかに関してどのように考えているのかについてお尋ねをします。

**○保険福祉部長（田口貴敏君）**

現在、難聴が認知症の要因になるというのが一つであるという認識はっておりますし、国においても、その難聴と認知症の因果関係の研究等が実施されております。また、他市においても動向は注視しておりますので、そういった動向を注視してまいります。以上です。

**○5番（真野和久君）**

ということですね。基本的に今ところまだ検討はしているけれども、研究はしているけれども、導入に結びついた、導入に関する検討というのについては、是非に関する検討はまだ行っていないということですか。

**○保険福祉部長（田口貴敏君）**

そういったことも含めての研究ということであります。

**○5番（真野和久君）**

だんだん採用している市町村も、市町もどんと増えている状況にありますので、ぜひ早期導入に向けて、実現に向けて検討を厳密に進めていただきたいと思いますというふうに思います。

それでは、立田地区のコミュニティセンターの入浴施設の再整備について、次に質問をしたいと思います。

まず最初に、コミュニティセンターの入院施設が非常に老朽化しているということもありましたが、センター入浴施設の今後の在り方について、今どのように市のほうでは考えているのかについてお尋ねをいたします。

**○市民協働部長（山岸忠則君）**

コミュニティセンター入浴施設の今後の在り方につきましては、立田地区防災コミュニティセンターの入浴施設について、老朽化が進んでおります。修繕で対応している状況です。コミュニティセンターは、個別施設計画においては方向性は廃止となっておりますが、廃止時期については決まっておりません。

また、市内公共施設で入浴施設が設置されているのは、佐屋地区の佐屋老人福祉センター「湯の花の里」、立田地区では立田地区北部・南部の各防災コミュニティセンター、佐織地区では佐織総合福祉センターの4施設となります。佐屋及び佐織老人福祉センターは60歳以上の利用者に限定されますが、4施設とも市民は無料で利用することができます。

現在、立田地区防災コミュニティセンターの入浴設備については、北部・南部の2か所とも機材故障により利用を停止している状況ですが、南部については再開に向け進めているところです。佐屋及び佐織老人福祉センターの入浴施設は使用可能となっており、市民の入浴施設という行政サービスを重複施設で提供できる状況です。

コミュニティセンター入浴施設の今後の在り方については、コミュニティセンター単体で検討するのではなく、市内公共施設の入浴施設全体で経済的かつ効率的に維持できる方法を検討

する必要があると考えます。以上です。

**○5番（真野和久君）**

今、南部コミュニティセンターについては再開をするということでありましたけれども、それでは北部コミュニティセンターの入浴施設の再開については、どのように今考えていますか。

**○市民協働部長（山岸忠則君）**

立田北部地区防災コミュニティセンターの入浴施設は、ボイラーの故障により休止しております。経年劣化により修繕での対応ができないため、本体及び周辺機器の更新が必要な状態となっております。そのため、現時点においては再開のめどは立っておりません。以上です。

**○5番（真野和久君）**

北部コミュニティセンターについては、今、機器の更新をしなきゃいけないので、再開のめどは立っていないということですが、再開をしていくという方向性に関しては、それはそれとして確認していいんですか。

**○市民協働部長（山岸忠則君）**

入浴施設は健康維持や健康増進のために欠かせない施設ですが、入浴施設が設置されている公共施設には施設ごとに異なる設置目的があります。そのため、施設ごとの設置目的を踏まえた上で、公共施設全体の入浴施設の在り方について、他自治体の状況なども確認しながら考えていくことが必要であると考えます。以上です。

**○5番（真野和久君）**

それぞれの役割を含めて考えていくというのは分かりますけれども、だからといって、ということで、再開を今前提としてそれを検討していくのか、廃止を前提として今検討を進めようとしているのか、その辺りも非常に明確ではないというのは非常に問題だと思うので、そこをしっかりと聞きたいというのがあります。

あと、入浴施設はやっぱり市民健康維持や増進に役立つ施設で、本当にかつて合併前は、佐屋地区などでは、やっぱり温泉があることによって、それによってやっぱり高齢者の健康維持も非常に進められていたというようなことで聞いたこともありました。そういった点で、やはりこうした入浴施設をしっかりとやっていくことは非常に重要というふうに思います。

この前、八開の総合福祉センターの入浴施設はもう廃止ということになってはいますが、やはり市民の健康ということを含め考えるならば、八開の施設も含めて活用していくことが非常に大事ではないかと思うんですけれども、その点についてもう一度確認をしたいと思います。

**○市民協働部長（山岸忠則君）**

先ほども言いましたけれども、今現在、八開福祉センターの入浴施設は今休止となっております。各施設ごとの設置目的を踏まえた上で、公共施設全体の入浴施設の在り方について、他自治体の状況なども確認しながら考えていくことが必要だと考えております。以上です。

**○5番（真野和久君）**

非常に曖昧な答弁で困りますけれども、やはりしっかりと、特に例えば八開の福祉センターについても、入浴施設についても、やはり利用される方は結構いて、非常に廃止されたのは残



念だという声も聞いています。そういった点で、また特に立田地域の入浴施設は高齢者に限定しないということも非常に大事なところでありまして、そういう点で八開、立田にあったこの2か所をやっぱりしっかりと守っていくことが大事じゃないかと思っておりますので、やはり廃止ではなくて、皆さんに、市民にしっかりと利用してもらいながら市民の健康を進めていくということで、再開をぜひともお願いしたいというふうに思います。

では、3つ目の学校統廃合の見直しについてお尋ねをしたいというふうに思います。

先ほどの答弁でもありましたけれども、反対意見がこれだけあるのに、進めていくことに関して、これまで検討委員会から含めて様々な意見聴取を行ってきたということだと思っておりますが、しかし、やはりそれでもある意味、反対意見が多いということ踏まえて検討していくことが必要ではないかというふうに思うんですけれども、その点について1つお尋ねをしたいというふうに思います。

また、子供の意見に関しても、この統廃合を検討する前に子供の意見を聞くということが大事であって、当然統廃合を進めていく結果、今後どういう学校にしていくかということに関して、そうしたことについて児童・生徒の意見を聞くのは当然必要だとは思いますが、ただ、学校統廃合を前提とした形で、そういう形で子供の意見をするというのとは大きく違うと思います。

その点でいうと、まず統廃合をするしないに関して、やはり子供の意見を聞かなかったということがやはり問題ですので、もう一度その点についてお尋ねをしたいというふうに思います。

#### ○教育部長（佐藤博之君）

学校適正化並びに老朽化対策を進める上におきましては、先ほども御答弁させていただきましたけれども、愛西市立小中学校適正規模等検討委員会や地区検討協議会、協議会（案）に対する保護者説明会、地区説明会でいただいた御意見を踏まえて、昨年6月、座談会を実施させていただいたところでございます。

また、座談会等の意見を踏まえて、10月から11月にかけて意向調査等を実施させていただきました。座談会については、6月から7月であったかも分かりません。その点についてはちょっと訂正させていただきますけれども、その意向調査に基づきまして、その意向調査においては、おおむねも含めて反対より賛成を上回りました。その点、教育委員会としては、その結果を尊重しなければならないという考え方にに基づきまして、パブリックコメントを実施させていただき、かつ、それらの御意見いただいたものを踏まえて、第1期基本計画（案）を策定し、公表したところでございます。

続きまして、児童・生徒の御意見につきましては、事前に実施した自治体があることは教育委員会としても確認しております。ただ、全ての自治体で実施しているというわけではないということに関しても確認しているところでございます。

児童・生徒に対する意向調査につきましては、聞く側の意思によって結果が大きく影響を受けるということも指摘されていることも踏まえた上で、教育委員会としては実施しなかったということで御理解を頂戴したいと思います。以上でございます。

### ○5番（真野和久君）

それでは次に、今後の、今進められていることについて、やはり基本的に学校統廃合に関して、確かに最後の意向調査のところでは賛成が反対を上回っていますが、やはり、しかしそれでも本当に3分の1、賛成3分の1、反対3分の1、分からない、分からないみたいな状況というのは、やはりこれまでもずっと続いてきたし、実際にほぼそんなような状況にもなっているところでもありますので、やはりしっかりとそういったことの見解を踏まえながらやることが必要だと思いますので、強引に進めていくことはやはりやめていただきたいなというふうに思います。

あと、今後についてですけれども、今第1期、この基本計画について、対象となる学校の統合、老朽化対策について検討が始められていますけれども、そういう中で、前の質問の中でも言われていたのが、学校規模適正化の検討委員会と、佐屋の老朽化対策検討委員会というのがそれを進めていますという話がありました。その点について、今どのような議論が行われているかについてお尋ねをしたいと思います。

### ○教育部長（佐藤博之君）

学校適正化に関する検討委員会につきましては、他自治体で学校再編時に検討された事項などを参考に、教育計画、学校運営等に関することや学校施設、通学路などに関すること、地域課題等に関することについて検討を協議しております。

教育計画、学校運営等に関することにつきましては、教育課程や事前交流、学校行事計画等を検討項目としております。

学校施設、通学路等に関することにつきましては、トイレの洋式化や空調整備、駐輪場の容量等を検討項目としております。なお、通学については、スクールバスのルートや利用範囲、通学路の安全点検等を留意すべき事項としております。

地域課題等に関することにつきましては、避難所としての機能やコミュニティスクールの必要性等を検討項目としております。

佐屋小学校老朽化対策検討委員会では、学校に必要な施設内容や設備、機能について検討・協議しております。

施設面については、学年を超えた活動ができる広い共有スペースや、保護者の送迎時に児童が乗降できる場所、職員室の場所、昇降口の数や広さ等を検討項目としております。設備面につきましては、バリアフリーの整備や収納スペースの確保、校内全体をカバーする放送設備、配膳室への空調設備、防災設備等を検討項目としております。以上でございます。

### ○5番（真野和久君）

そして、今議会に補正予算としても出されていますけれども、今後予定されている、いわゆる各中学校の統合のための準備委員会とか、佐屋小学校の老朽化対策のための準備委員会が今予算でもなされていますけれども、これはどのようなことを議論するのでしょうか。できれば、さっきの検討委員会との関係も含めてお聞きしたいと思います。

### ○教育部長（佐藤博之君）

現在、準備委員会において検討・協議を円滑に行うために、関係校の教員を委員とする佐屋小学校老朽化対策検討委員会並びに学校規模適正化課題検討委員会を設置し、検討・協議を進めているところでございます。

第1期基本計画の5つの具体的施策のうち、現在の佐屋中学校の場所に現在の立田中学校区と佐屋中学校区の全部を1つの学区とする新たな中学校を配置する、現在の佐織西中学校の場所に、現在の八開中学校区と佐織西中学校区の全部を1つの学区とする新たな中学校を配置する及び佐屋小学校の老朽化対策については、今後準備委員会を設置したいと考えております。準備委員会には、学校再編に取り組んだ他自治体を参考に、有識者、自治会代表者、学校評議員、保護者、学校長、公募委員を想定しております。

現在の佐屋中学校の場所に、現在の立田中学校区と佐屋中学校区の全部を1つの学区とする新たな中学校を配置する及び現在の佐織西中学校の場所に現在の八開中学校区と佐織西中学校区の全部を1つの学区とする新たな中学校を配置するに係る準備委員会では、安全性や学習活動への適応性など、施設が保有すべき機能、将来の生徒数などを基に、教室数、駐輪場など必要となる規模及び整備後の全体イメージなどについて協議したいと考えております。

なお、スクールバス通学、自転車通学の安全確保及び事前交流など、学校再編に伴い必要となる事項については、優先的に協議を進めます。

佐屋小学校老朽化対策に係る準備委員会では、安全性や学習活動への適応性など、施設が保有すべき機能、将来の児童数などを基に、教室数や必要となる規模及び整備後の全体イメージなどについて協議したいと考えております。以上でございます。

#### ○5番（真野和久君）

先ほど3つの準備委員会をつくるという話がありましたが、一応統廃合、この前の基本計画に関しては、もう一つ、立田の南部・北部の小学校についても記述がありました。ここについては、今回の準備委員会の中にはありませんが、それはどういうことになっているのかについてお尋ねをしたいと思います。

#### ○教育部長（佐藤博之君）

第1期基本計画では、現在の佐屋中学校の場所に、現在の立田中学校区と佐屋中学校区の全部を1つの学区とする新たな中学校を配置する、現在の立田中学校の場所に、現在の立田南部小学校区と立田北部小学校区の全部を1つの学区とする新たな小学校を配置するの施策を取り組むこととしております。現在の立田中学校の場所に、現在の立田南部小学校区と立田北部小学校区の全部を1つの学区とする新たな小学校を配置するにつきましては、現在の佐屋中学校の場所に現在の立田中学校区と佐屋中学校区の全部を1つの学区とする新たな中学校を配置するの進捗状況等を教育委員会で判断し、取組を進めます。国や県の動向、出生数から見た児童数の推移などにつきましては、引き続き注視してまいります。以上でございます。

#### ○5番（真野和久君）

ということは、基本的に中学校の統廃合が、統合が優先されるので、それが一定のめどが立つまでは、まずの立田北部・南部の小学校の統合の具体的な検討に関しては一旦入らないとい

うことで理解してよろしいですか。

○教育部長（佐藤博之君）

佐屋地区におきます中学校の適正化に関する取組の進捗状況等を教育委員会として判断させていただきます。以上でございます。

○5番（真野和久君）

時期はちょっと分からないけれども、当面、だから優先されるのは中学校のほうだということとでいいですね。

そうなってくると、例えば立田小学校、南部小や北部小を再編し、立田区を廃止することとということに関しては、やはり結構アンケート等では賛成をする方も高かったわけですがけれども、やはりそれは立田地区の地域性、地域が広いという、非常に広いということがあると思うんですよ。そういう点で、例えば通学のためのスクールバス、スクールバスについての期待は非常に多い、高いんですけれども、その運行イメージ等が具体的にできているのかについて、まずお尋ねをしたいと思います。

また、いわゆるこの小学校の再編までは、この当然中学校が多分優先されると思うので、時間がかかると思うんですけど、その間の老朽化対策というのはどうなっているかについても、ついでに一緒にお答えください。

○教育部長（佐藤博之君）

スクールバス通学の運用についてですが、国、文部科学省が策定した公立小学校・中学校の適正規模・適正配置に関する手引において、通学距離は小学校にあってはおおむね4キロメートル以内は妥当であると示されております。

本市におきましても、国が策定した手引を参考に、小学校はおおむね4キロメートル以内を原則とし、それを超える地域においてはスクールバスとすることを第1期基本計画に盛り込みました。スクールバス通学の運用については、準備委員会等で協議してまいります。

登下校の時間や運行ルートなど、児童の通学に係る安全面などを考慮した上で、運行形態及び運行管理などを考えてまいります。

続きまして、立田南部小学校及び立田北部小学校の老朽化対策についてですが、安全・安心な教育環境を整えるために、老朽化対策は従前から取り組んでいるところでございます。令和6年度におきましても、立田南部小学校で荷物昇降機修繕、立田北部小学校では給食トラックヤード及び浄化槽、銅板修繕に係る予算を計上し、議会でお認めをいただいたところでございます。今後も、学校施設設備に係る保守業者からの指摘事項等を教育委員会として総合的に勘案し、老朽化対策に取り組むたいと考えます。以上でございます。

○5番（真野和久君）

あと、検討委員会と準備委員会の区分けをさっきお尋ねしましたが、補正予算にあと検討部会というのが載っていますけれども、これは準備委員会との関係はどういうものになっていますか。

○教育部長（佐藤博之君）

検討部会は準備委員会の下部組織として設置し、教育計画、学校運営等に関することや学校施設、通学路等に関すること、地域課題等に関することについて検討・協議します。

準備委員会の委員には、先ほど有識者、自治会代表者、学校評議員、就学児の保護者、未就学児の保護者、学校長、公募委員を、また検討部会の委員には準備委員会委員のほか、学校関係者として教頭及び校務主任を想定しております。以上でございます。

**○5番（真野和久君）**

ということは、これまで準備委員会の中で検討課題をまとめてきたものに関して、前の検討委員会で。それを準備委員会で全体で議論するんですけども、それで、その中で項目別にさらにそれを具体化していく、検討していくのが検討部会ということでもいいですか。

**○教育部長（佐藤博之君）**

議員のおっしゃるとおりでございます。

そのように教育委員会としては考えております。以上でございます。

**○5番（真野和久君）**

もう時間もありませんので、最後の質問にしたいと思っておりますけれども、今後、準備委員会の協議が始まるというわけではありますが、非常に思うのは、やはり反対の意見が非常に多かった中で、こうした形の基本計画が出されてきたこと、そしてまた、立田小学校の統合に関してはやはりスクールバスのイメージというのが、例えば保育園のようなお迎え式のああいうものというようなイメージが、もしかしたら保護者の方の中にもあるのかもしれないし、例えばどこかにまとまって乗っていくというのについても様々なやはり問題もあると思います。

また、立田小学校に関しては、老朽化対策を適宜行っているという話ではありますけれども、やはり根本的な危険箇所等もありますので、そうしたところをやはりしっかりと修繕していく必要もあると思います。中学校についても、今後具体化する中では、当然様々な課題も出てくると思うし、その課題によっては、やはり学校の統合そのものをやはり見直すということも出てくるかもしれません。

そういった点で、今後、準備委員会の中で、この統合のための様々な課題を検討していくという話ではありますけれども、再編そのものの見直しを検討するようなことはあるのか、そうしたことも可能なのかについて最後にお尋ねします。

**○教育部長（佐藤博之君）**

準備委員会は、第1期基本計画の各施策の実現に向けた課題等について検討・協議するために設置します。スクールバス通学、自転車通学の安全確保につきましては、優先的に協議を進めたいと考えております。以上でございます。

**○5番（真野和久君）**

学校統廃合については、これまでも何度も質問しておりますけれども、やはり一番大きな問題は、住民、地域の皆さんの賛成が非常に少ないということです。そういったことについて、やはり少なくとも過半数の納得等がなければ、やはり進めてはまずいというふうに考えます。

そうした点で、やはり今後、協議の中では様々な課題も出てくると思っておりますけれども、そう

した課題を地域の皆さんに知らせながら、本当に統合していいのかどうかということもやはり考えてほしいと、考えるきっかけにしてほしいと思いますし、そうした意見がやはりたくさん出てきた場合には、統合そのものを見直しすることも検討していただきたいと思います。以上で質問を終わります。

○議長（近藤 武君）

5番議員の質問を終わります。

ここでお昼の休憩を取らせていただきます。再開は12時50分といたします。

午前11時49分 休憩

午後0時50分 再開

○議長（近藤 武君）

休憩を解きまして会議を再開いたします。

次に、質問順位4番の2番・佐藤旭浩議員の質問を許します。

佐藤旭浩議員。

○2番（佐藤旭浩君）

議長のお許しをいただきましたので、通告書に従い、災害時に備え、井戸水の活用と水道施設の耐震化促進をと、オーガニック給食の今後の展開について、2項目に対し質問させていただきます。

まず初めに、災害時に備え、井戸水の活用と水道施設の耐震化推進について御質問をさせていただきます。

今朝、地震が石川県能登半島のほうにもありましたが、本年1月1日、元旦に起きました石川県能登半島におきまして、大きな能登の半島の震災、震度7の揺れを観測する大地震が発生し、死者245名、負傷者1,307名と大きな被害が起き、多くの方が被災をされました。震災から5か月経過しましたが、いまだに避難所の生活を余儀なくされている方も多く見られております。被災された皆様には心からの御冥福と1日でも早い復興をお祈り申し上げます。

今回は、この能登半島地震の現状を踏まえ、ほかの地域で起きたことを教訓に、本市においても同様、それ以上のことが起こることを危機感を持ち、事前に対策をしていくことが必要になると思い、質問をさせていただきます。

近年、地震や気象変動による自然災害が頻発していることにより、災害時における水の確保がますます重要となっております。災害時に断水をしてしまった場合、避難所などで水を確保することが難しくなってくると思いますが、まず、近年主な災害が起こった断水期間について、参考資料を見ていただきたいと思います。

モニターのほうを御覧ください。

主に大震災のものを掲載させていただいております。このように書かせていただいております。

近年、断水期間ですが、大体長くて1か月、ごめんなさい、5か月ですね。近年の実施だと、こういった5か月間断水が続いているという経過が上がっております。全部の家がずうっと断

水をしているということではないとは思いますが、やはり地震が起きてしまうと、1か月ぐらいは断水をしてしまうことがあるかと思っております。このように、断水の期間が1日や2日ではなく、1週間以上または1か月以上続くこともあるとは思いますが、もう一つ、こちらですね。こちら線状降水帯等多く発生し、大雨の災害によって断水した地域になります。こちら台風であったり、線状降水帯で断水した戸数と、あとは断水期間が上がっております。

このように、災害、地震、水害があった場合、断水をしてしまう可能性があると思うんですが、この地域では東海、南海トラフ地震、今後30年から40年間の間に、70%から80%というふうに高い確率で来るというふうに言われております。こういったときに、私たちの地域でも断水が起こる可能性があると思うんですが、このような災害が起きた場合、災害時の水の確保は必要不可欠になってくると思います。

1月に起きました能登半島地震では、水路管が広範囲で破損し、断水が長期化して被災者の生活用水の確保が困難となっていたそうです。生活用水確保のために住民の方が所用する井戸を開放し、避難所や住民の生活用水として活用され、有効な手だての手段となったというふうに報道や新聞でも目にしております。

国においても、2015年に策定された水の循環基本計画において、自治体で大災害が起きたとき、地下水の利用の研究を進め、その推移に努めることを求められておりますが、取組は十分ではないというふうな現状が浮かんでいるとのことです。

そこで、愛西市の、こちらですね、地域防災計画にあります、こちらでも井戸水のことが書いてあるんですが、この地区防災の計画で、井戸水、地下水の計画をされているのかをまずお伺いさせていただきます。

次に、水道施設の耐震化促進についてですが、政府の地震調査委員会によれば、30年以内に南海トラフの地震が来るというふうに言われております。我々東海地区に暮らしている者は不安を抱える日常生活ではありますが、電気、ガス、水道等社会のインフラのレベルの高さが我々を快適にもたらし続けていただいております。これまで不都合がない生活が当たり前というふうに考えてきた社会インフラに対し、東日本大震災や能登半島の地震をきっかけに、私たちの防災の意識も高まっているというふうに思っております。特に電気については、原子力発電所の停電や電気力の供給は不足のため、国全体が問題となりました。次世代エネルギーの関心として節電が高まり、家庭においてもソーラーパネルを設置したり、蓄電池を設置するといった行動も関心が高まってまいると思っております。

ですが、水道についてはどうでしょうか。南海トラフ地震という大規模な地震が発生の確率が高いこの地域でも、最小限に抑えるために、水道施設の耐震化対策を推進することは必要ではないでしょうか。水道施設の耐久化制度については、膨大なコストが必要なことから、現状を的確に検証し、長期的にビジョンを策定し、具体的な施工を模索していかなければならないと思います。

そこで、2点目としまして、農業集落排水施設の耐震化率はどのような基準になっているのか、また本市と近隣自治体の管路の耐震化率についてお伺いさせていただきます。

次に、大項目2点目としまして、オーガニック給食の今後の展開について質問をさせていただきます。

今まで私が令和4年9月議会、令和5年3月議会において、有機野菜を取り入れた学校給食、いわゆるオーガニック給食の実施について質問をさせていただきました。栄養教諭さんや給食センターの職員さん、学校教育課の職員の皆様の御尽力をいただきまして、近年、愛西市の学校給食における有機給食、有機野菜を取り入れた給食の活動が進んでいるように思われます。

そこで、確認も踏まえてですが、今日までの学校給食で有機野菜を使った実績をお伺いいたします。また、愛西市のオーガニック給食の進捗状況は、近隣自治体に比べ、どのような状態、状況なのかをお伺いさせていただきます。

以上5点、一括質問とさせていただきます。御答弁お願いいたします。

#### ○企画政策部長（西川 稔君）

私からは、1点目の災害時に備えた地下水の活用について御答弁をさせていただきます。

災害時の地下水利用については、愛西市地域防災計画では、非常用水源の確保の項目の中で、良質な河川や工場、家庭用等の井戸等をあらかじめ把握し、その結果を基に災害応急用井戸の指定、検討し、非常時の飲料水として利用可能な状態にするよう努めるほか、緊急時の地域住民の生活用水等の確保に努めることとしており、計画に災害応急用井戸の所在地及び所有者について掲載をしております。以上でございます。

#### ○上下水道部長（山田英穂君）

私からは、農業集落排水処理施設の耐震基準についてお答えさせていただきます。

農業集落排水処理施設は、汚水処理場の管理室、フロア室及び水槽等々、道路に埋設する管路で構成されております。基準に関して、現在の農業集落排水施設設計指針では、施設の重要性等を考慮した上で、必要に応じて地震荷重や液状化発生の可能性等について検討し、必要な対策を講じるとされております。市内の処理施設は、平成当初より建設されたものが多く、耐震性を配慮していないものの、建屋においては建築基準法に基づいた設計が行われているため、耐震性は確保されていると判断しております。

続きまして、市内と近隣自治体の管路の耐震化状況でございます。

最初に、水道事業の管路耐震化について申し上げます。

水道の耐震化率は、主に直径100ミリメートル以上の基幹管路の延長に対して整備された耐震化の割合を示すものでございます。市内の佐屋、立田地区、弥富市及び飛島村は海部南部水道企業団が管轄し、本市水道事業の八開、佐織地区においては、耐震化率は令和4年度実績で28.3%になります。近隣水道事業につきましては、愛知県が公表しております水道年報によりますと、同年度の実績で、津島市30.5%、稲沢市70.3%、あま市25.5%、蟹江町39.4%、海部南部水道企業団が25.7%になります。

続きまして、農業集落排水事業の管路耐震化について申し上げます。

この事業においては、耐震管を使用していないため、耐震化はされておられません。農業集落排水処理施設を管理する近隣自治体のうち、稲沢市と飛島村は本市と同様の状況でございます。



が、弥富市においては一部の管路で耐震管を使用しているとのこと。以上です。

**○教育部長（佐藤博之君）**

私からは、大項目2点目、オーガニック給食の推進に係るオーガニック給食の取組実績について御答弁させていただきます。

学校給食の使用食材につきましては、栄養教諭、各学校の担当教諭及び保護者代表者で構成する献立委員会及び物資選定委員会において決定しております。給食食材は、単純に価格だけで判断するのではなく、食材の安全性について十分に確認を行い、食物アレルギーをできるだけ避けることができるような配合物で構成されているかどうか、また地産地消に関し、旬な時期の市内産、県内産食材を活用することなどを考慮し、選定しております。一般社団法人日本農林規格協会が認定する有機栽培JAS認定による野菜の学校給食における使用につきましては、令和4年度は食材として愛西市産レンコンを計2回使用しました。また、令和5年度も愛西市産レンコンを1回使用しました。調達できる量を考慮し、計画的に献立に取り入れました。

続きまして、オーガニック給食の他市との比較についてですが、食材の安定供給及び価格面から導入されている事例は少なく、近隣市においても令和5年度は津島市及び稲沢市が1回、あま市が3回、有機栽培JAS認定による野菜を食材として使用したと伺っております。本市として、近隣市と同様に調達できる量等を考慮した上で、計画的に献立に取り入れていると考えます。以上でございます。

**○2番（佐藤旭浩君）**

それぞれ答弁ありがとうございます。

それでは、順に再質問させていただきます。

それでは、まず初めに、災害時に備えた井戸水の活用と水道施設の耐震化促進について再質問をさせていただきます。

一括質問の答弁において、地下水の利用の研究については、井戸をあらかじめ把握し、その結果を基に災害応急用の井戸水の指定、検討し、非常時の飲料水として利用可能な状態にするよう努め、緊急時に地域住民の生活用水を確保するに努めるというふうになっておりますが、災害用応急井戸の、こちらにも今載ってはいる、こちらですね、この計画のほうにも上がってはいるんですが、所在地、所有者を掲示しているということですが、どれだけの登録数があるのかをお伺いさせていただきます。

**○企画政策部長（西川 稔君）**

現在、工場や家庭用等の井戸のうち、市の地域防災計画に掲載されている災害応急用井戸は21基あります。地区別では、佐屋地区11基、立田地区8基、八開地区2基となります。これは、市が県から提供された井戸設置者情報を基に、平成24年10月に所有者に対して井戸の状況、災害時の地域住民への提供や地域防災計画への掲載の可否についてアンケート調査を行い、地域防災計画への掲載に至ったものです。以上です。

**○2番（佐藤旭浩君）**

御答弁ありがとうございます。

本市の緊急用対応の井戸に関しては、21基あるということが分かりました。これらの各地区の災害用井戸があることが分かりましたが、もし災害が起きた際、この災害用の応急井戸を活用するということが、なかなか住民の方たちには伝わっていないのではないかなというふうには思っております。災害の規模にもよるとは思いますが、災害が起きれば避難所へ避難される方もお見えになるとは思いますし、自宅にとどまり、近隣の方たちと協力し合い、援助を要求する方もお見えになるとは思います。冒頭でも言わせていただきましたが、過去の災害では長期間の断水が余儀なくされる状態が続いていることが分かったと思います。生活をしていく中で、生活水の確保は必要不可欠になってくると思います。

そこで再度質問をさせていただきますが、民間や企業に対して災害用の井戸の活用の協力を求めていくと同時に、指定避難所に市が管理する防災井戸を設置していくという検討はしていないかをお伺いさせていただきます。御答弁お願いいたします。

#### ○企画政策部長（西川 稔君）

現在、市の地域防災計画に掲載している所有者につきましては、災害時に地域住民への提供に協力いただけることを確認しており、個別に協定を結ぶことは考えておりません。

あと市では、指定避難所への災害応急用井戸の設置については検討しておりません。以上です。

#### ○2番（佐藤旭浩君）

企業等への指定管理、ごめんなさい、避難所の井戸については設置は検討していないということではありますが、現状は、この地域防災計画に掲載されている災害用の井戸、こちらの計画は我々議員、あとは職員の皆さんが確認するものではあるとは思いますが、住民の方がなかなか把握していくことは本当に難しいのかなあというふうには思っております。

これに関しては、また現在登録されている防災井戸の情報も、県から提供された井戸の設置情報を基に、平成24年10月に所有者に対して井戸の状況や災害時の住民の方への提供、計画へ掲載を、可否を確認して、現在この計画に反映されているというふうには思っております。確認してから12年が経過しております。所有者の世代も変わっていることも考えられると思いますが、また以前の情報から掲載可能の可否を確認されるのであれば、再度調査を行い、登録されている防災井戸以外にも市内に所有されている方がいると思いますが、防災井戸を充実するために所有者の調査をしないのかをお伺いさせていただきます。

また、この地域防災計画での掲載となると、やはり調べにくいということがありまして、ホームページから行けるというふうには思うんですが、ホームページから危機管理課のページに行き、各計画を見ないと確認できない状態になっております。住民の方にも分かりやすくホームページの掲載をしていくことが必要ではないかなあというふうには私は思いますが、市の見解をお伺いさせていただきます。御答弁お願いいたします。

#### ○企画政策部長（西川 稔君）

平成24年度に市内の井戸所有者に対しアンケート調査を行って以降、所有者の意向確認を行っていないことから、災害応急用井戸の所有者情報の見直しについて検討してまいりたいと考

えております。

また、検索しやすい市ホームページの掲載に努めてまいります。以上です。

## ○2番（佐藤旭浩君）

御答弁ありがとうございます。

では、すみません、モニターを御覧いただきたいんですが、こちらは稲沢市のホームページの一部になっております。これはホームページの中に災害時の協力井戸制度のページになっております。こちらのページに関しては、井戸の協定について説明や協定の井戸にはプレートが掲載されていることや使用方法、あとは災害時の協力井戸の一覧が地域ごとに閲覧されており、住民の方に分かりやすく掲載されております。

これは下のほうのページに行くと、下段には所有者の方の住所が記載されておりますので、そこはちょっと載せるといけないかなあとあって、ここまでにさせていただいております。

災害時に自身で情報を得るには、やはりインターネット等で見るようになってきていると思います。先日、石川県の志賀町の町議会議員さんとお話をさせていただく機会がありまして、議員さんになって本当にすぐ震災を受けたと、地域の情報を得ることがなかなか難しかったということ聞いております。支援物資の情報等もホームページだけではなく、公式のLINEに情報が来たりと、そういった、やっぱり今はネット社会になってきているのが現状ではないかなというふうに思っております。ですので、今後もやはり情報をやはり見やすくしていただいた上でのホームページのリニューアルを期待しております。

それでは、次に井戸水、地下水の研究を進めていくことが求められておりますが、災害時には生活用水、飲み水の確保が必要になってくると思います。現状、井戸を維持していくためにも、水質の検査を継続していくことが必要になると思われますが、水質検査の耐久性を考え、検査費の補助を今後検討していくことはないのかをお伺いさせていただきます。

## ○企画政策部長（西川 稔君）

近隣市で災害応急用井戸所有者の水質検査の実施に対して補助をしている市町村はございません。まずは、県内で実施している市町村から状況や効果について情報収集を行ってまいりたいと考えております。以上です。

## ○2番（佐藤旭浩君）

水質の検査補助については、私も調べてみましたが、県内ではやはりなかなか実施している市が少ないというのが現状で上がってきております。知立市さんであったり、刈谷市さんであったり、そういった市が負担をして、そこから防災協定を結んで、災害時の井戸の活用というふうになっているそうなので、これはとてもいいモデルケースではないかなというふうに思いますので、本市としても今後研究をしていただけると期待しておりますので、お願いいたします。

それでは次に、愛西市の水道事業の区域内の指定避難所が災害により断水した際には、対応はどのようになっているかをお伺いさせていただきます。

## ○上下水道部長（山田英穂君）

八開、佐織地区の21か所の指定避難所のうち、県営水道管路に付随する応急給水支援設備が近傍にあります。佐織公民館、佐織中学校、佐織総合福祉センター、佐織体育館、佐織総合運動場、八開支所及び八開中学校において応急給水活動を行います。以上です。

## ○2番（佐藤旭浩君）

ありがとうございます。

応急給水活動は、どの避難所で行われているかは把握ができましたが、21か所あるうちの7か所で応急給水の活動を行うということですが、隣の津島市では指定避難所の小学校ですね、神島田小学校であったり、蛭間小学校、そこに耐震性の貯水槽を設置しているということを知っています。およそ4万リットル、およそ4,000人の3日分の水分が確保されているというふうにも伺っています。やはり災害時には水の確保が必要不可欠になってくると思いますので、こちらの応急に関しても、また研究を進めていただければというふうに思っています。

それでは、災害時の水の確保について、最後の質問をさせていただきます。

管路耐震化について質問をさせていただきましたが、今回の能登半島地震においても、地盤沈下、液状化といった被害が表面化されていることが報道等で確認できております。本市においても、濃尾平野の平地で同様に地盤沈下、液状化問題というのは深刻な問題になるというふうに思われております。管路の耐震の対策はどのようなものがあるのか、またそれを今後進めていくためには予算がどの程度必要になってくるのかをお伺いさせていただきます。御答弁お願いいたします。

## ○上下水道部長（山田英穂君）

農業集落排水事業の管路の耐震対策に、液状化による既存マンホールの浮き上がりを抑制する砕石等の重さを利用し、深さ1メートルの位置に平板ブロックを設置する工法がございます。補助制度といたしまして、農山漁村地域整備交付金の活用がございます。農業集落排水事業のマンホール数は9,440か所になります。そのうち、優先度の高い県の緊急輸送道路に141か所、市の保管道路に376か所、合わせて517か所に上り、耐震対策費に1か所当たり約50万円、総費用は約2億5,850万円になります。補助率は国50%、県14%、市36%で、市の負担としては約9,306万円になります。補助要件は、農業集落排水処理施設の機能診断を行い、最適整備構想を策定する必要があります。現在、19処理区のうち6処理区が策定済みで、残りは令和7年度から9年度に行う予定でございます。現在は、最適整備構想策定済みの処理区から機能強化対策による汚水処理場の修繕及びマンホール内にある真空弁の交換を実施しております。以上です。

## ○2番（佐藤旭浩君）

御答弁ありがとうございます。

今回の能登半島地震においても、地盤沈下、液状化によるマンホールの隆起がして、水道、下水の復旧ができないことが生活の再建に大きな足かせになっているというふうに思っています。トイレ一つ取っても、水道が出たとしても、下水が復旧しなければ流すことができません。

ん。避難所の衛生面や被災者の方が少しでも安心して生活していくためには、課題が残っていると思います。これまでの震災をあのときは大変だったで終わらせるのではなく、これまでの震災を教訓に、事前防災に努めていただけることを期待して、災害時に備え、井戸水の活用と水道施設の耐震化促進の質問を終わらせていただきます。

それでは、第2項目2点目のオーガニック給食の促進について、数点再質問をさせていただきます。

一括質問の答弁において、これまでの実績として、有機栽培、J A S 認定ですね、による野菜の学校給食における使用については、令和4年度に食材として愛西市のレンコンを計2回、令和5年も同じように愛西市のレンコンを計1回使用していただきました。調達できる量を考慮して計画的に献立に取り入れていただけたことが分かりました。

例年、愛西市の名産であるレンコンの有機を使用していただいたということですが、この有機レンコンが本市の有機野菜等を、ほかの自治体が学校給食に使用されているかをお伺いさせていただきます。お願いいたします。

**○教育部長（佐藤博之君）**

令和5年度に有機栽培 J A S 認定による野菜を食材として使用した津島市、稲沢市及びあま市において愛西市産のレンコンを使用したと伺っております。以上でございます。

**○2番（佐藤旭浩君）**

ありがとうございます。

近隣の給食においても、愛西市の有機レンコンを使用いただけていることが分かりました。これは本当に喜ばしいことだというふうに私も思っております。

それでは、逆に、他の自治体が栽培されている有機野菜を使用することは考えていないのかをお伺いさせていただきます。御答弁お願いいたします。

**○教育部長（佐藤博之君）**

給食食材は、ほとんどの野菜において市内産を含め県内産の野菜を使用しております。市内産の野菜につきましても、品質や価格面から他の産地のものと比較し、必ずしも有利であると言えない場合もありますが、地産地消の観点から使用の機会を増やしているところでございます。有機栽培 J A S 認定による野菜の使用についても、価格面や必要な量を安定的に供給できるか等を総合的に勘案して判断してまいります。以上でございます。

**○2番（佐藤旭浩君）**

ありがとうございます。

このように、やはりオーガニック給食に取り入れていただいている愛西市では、こういった有機レンコンが盛んに栽培されているということで、学校給食に反映されていることは本当にありがたいというふうに思っております。

それも踏まえ、最後の質問にはなるんですが、今までの実績から、通年こういった有機栽培の野菜を取り入れていただいていることを実施していることから考えると、今後、展開はどのようなようになっていくかを、どのような考えになっているかをお伺いさせていただきます。御答弁

お願いいたします。

○教育部長（佐藤博之君）

小・中学校の給食費の支援につきましては、学校給食に要する経費のうち、食材料費以外の光熱水費、施設整備費、修繕費、人件費等については市が負担し、さらに児童・生徒の食材料費に対し、1食当たり10円を本市が恒常的に補助しております。令和6年度は、小・中学校に通う児童・生徒の保護者が支出する年間学習費等について、中学校における負担が大きいことから、学校給食費に対する支援をしている自治体が限られている中、愛西市立の中学校に通う生徒を対象に、これまで市単独事業として実施してきました補助を拡充し、給食費を無償にしております。

学校給食の提供に当たり、給食食材については約1か月前に数量を決定し、指定日にその数量を納入してもらう必要があります。また、1食当たりの食材料費につきましても限度がございます。有機食材の導入に係る費用面での課題につきましては、令和5年度において有機栽培JAS認定によるレンコンと通常栽培のレンコンを比較しますと、約2倍の差がありました。費用面の課題解消のための予算については、特別に確保することは考えておりません。食材の価格や供給の状況を確認し、予算の範囲内で有機栽培JAS認定による野菜を使用していきたいと考えております。以上でございます。

○2番（佐藤旭浩君）

ありがとうございます。

食材の費用の予算の中から、有機栽培による野菜を使用していくということを御答弁いただきました。

本市の給食は、市内で生産されている多くの野菜を使用されており、またさっきも言わせてもらいましたが、国産のレンコン、または有機といったものを使って取組をしっかりとっております。やはりこういったふるさとの名産を使うということは、子供たちにとっても郷土愛を高めていくことにつながるのではないかとこのように私は思います。

また、安心・安全な食材を使用して給食を提供することで、タウンブランド向上であったり、食育のまちとしても市内、市外にアピールできると思いますので、今後もこの活動が発展していくことを願ひまして、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（近藤 武君）

2番議員の質問を終わります。

それでは、ここで休憩を取らせていただきます。再開は13時40分といたします。

午後1時26分 休憩

午後1時40分 再開

○議長（近藤 武君）

休憩を解きまして会議を再開いたします。

次に、質問順位5番の4番・河合克平議員の質問を許します。

河合克平議員。

#### ○4番（河合克平君）

では、市民の声を市政にの立場で一般質問を行います。

今、小学生の保護者の方から小学生は給食費の補助も少なく、差別されているのではないの。また、物価が上がって中学生だけでなく小学生だって大変だと声が届きます。また、精神障害者福祉手帳3級の所持者の保有者の方から、医者に行けなくなって不安だ。精神障害者福祉手帳2級の所持者の方からは、精神障害者医療費受給証がもらえなくて病院窓口で負担した。75歳以上の独り暮らしの高齢者の方の福祉医療の廃止で病院へ行けない。緊急連絡通報システムの有料化によって、独り暮らしで不安だけでも負担が大変だから利用をやめたなど、小学生の方や、また障害者の方、高齢者の方など、今、小学生、中学生の学生の中では、学年によって、また中学校、小学生の中でのところによって差別的な状況が発生をし、また障害者や高齢者の少数の人たちの弱者対策を削り、まさに少数者の人たちは自己責任で生きていって下さいというような行政が進んでいるのではないか、非常に危惧しておるところであります。議会の答弁の中で、扶助費が全体として何億と増加しているから福祉施策を切り捨てていないとの答弁もありましたが、少人数、少額の施策は何百万という少額な施策は削られ、困っている人が助けられないというのが愛西市の状況ではないでしょうか。

今日は、日本国憲法、住民の福祉の向上を決めている地方自治法、障害者、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律などを愛西市の行政運営の中にしっかりと生かしていただき、市政運営を行っていただきたいということを求め、3点にわたって質問をします。

まず1点目、学校給食の無償化を求めるということであります。学校給食を無償化にしてほしいということは、ずうっとこの間、議会でも取り上げ、またお父さん、お母さんからの声も届き、それを届けてきたところであります。中学生の給食費の無償化が今回されたことについては大いに評価するところではありますが、小学生については行われていないということについて非常に残念な思いであります。現在の愛西市の給食費の状況、どういう状況なのか確認をさせていただきます。

また、憲法26条には、義務教育はこれを無償とする。また、30年前に批准した子どもの権利条約の第28条は、全ての者に対して初等教育を義務的なものとし、全ての者に対して無償であると掲げられているところであります。小学校の給食費の無償化、早急に実現するべきではないでしょうか。見解をお伺いします。

続いて2点目には、精神障害者医療について、精神障害者福祉手帳2級の方で自立支援医療給付証、精神通院についてですが、の申請中を理由に、精神障害者医療費受給者証が交付されないから困っているという相談がありました。まさに障害者の方に受給者証をお渡しせず、困らせているという状況があるのではないか。この愛西市がつくっている状況、なぜ交付がされないのか、その理由について確認します。

また、現況の確認として、精神障害者福祉手帳1級・2級の方の人数と、そのうち自立支援受給者証の交付を受けていない人、申請中の人の人数などを教えてください。

もともと障害者福祉手帳2級の方は、全疾病で無料であります。であるのであれば、精神自

立支援医療給付証の交付を理由に医療証を発行しないということは、まさに精神障害者に対する特別な対応ではないかというふうに思うわけであります。自立支援受給者の申請と同時に、医療費の受給者証を交付するべきではないか、そのように考えますが、市の見解を承ります。

3点目に、昨年9月議会では、令和5年7月31日現在で268人の利用があった緊急連絡通報システムですが、年齢層については70から74歳が12人、75歳から79歳が37人、80歳から84歳が81人、85歳から89歳が76人、90歳以上が62人と、全体の人数の半数以上が85歳以上の方が利用されているということが議会で報告がありました。そして、無料の緊急連絡通報装置の無料を継続した場合の費用についても160万だと、そういう答弁もあったところであります。

半年が過ぎ、新年度になり、緊急連絡通報システム利用者の状況と高齢者等見守りシステムの利用者の状況を確認させていただきたい。

そして、各それぞれの要綱には、急病及び事故等の緊急事態に対処して高齢者等の命と健康を守り、併せて日常生活上の孤独感や不安感を軽減し、もって健康・福祉の増進を図ることを目的と掲げられております。であるのならば、まさに無料化をしなければならない事業ではないか、そのように考えますので、無料化を行う考えがあるかどうか確認をさせていただきます。

以上、総括質問です。御回答よろしく申し上げます。

#### ○教育部長（佐藤博之君）

私からは、大項目1点目、学校給食の無償化を求めるに係る学校給食の無償化の状況並びに児童に対する給食費の無償化について御答弁させていただきます。

学校給食の実施に必要な経費の負担については、学校給食法第11条に学校給食の実施に必要な施設及び設備に要する経費並びに学校給食の運営に要する経費のうち政令で定めるものは、義務教育諸学校の設置者の負担とする。同条第2項に前項に規定する経費以外の学校給食に要する経費は、学校給食を受ける児童または生徒の学校教育法第16条に規定する保護者の負担とすると規定されております。

小学校の給食費支援につきましては、学校給食に要する経費のうち、食材料費以外の光熱水費、施設整備費、修繕費、人件費等については市が負担し、さらに児童の食材料費に対し、市単独事業として1食当たり10円を本市が恒常的に補助しております。また、国の交付金を活用し、令和2年6月から令和3年3月、令和3年6月から令和3年12月、令和4年4月から令和5年3月まで給食費を無償化し、令和5年9月から令和5年12月までは1食当たり30円を上乗せし補助。その後、令和6年1月から令和6年3月まで無償化しました。令和6年度は、小・中学校に通う児童・生徒の保護者が支出する年間学習費等について、中学校における負担が大きいことから、学校給食費に対する支援をしている自治体が限られている中、愛西市立の中学校に通う生徒を対象に、これまで市単独事業として実施してきました補助を拡充し、給食費を無償にしております。

経済財政運営と改革の基本方針、いわゆる骨太の方針2023では、学校給食無償化の課題、整理等を行うとされております。また、令和5年12月に閣議決定されましたこども未来戦略、次元の異なる少子化対策の実現に向けてでは、学校給食費の無償化の実現に向けて、まず学校給



食費の無償化を実施する自治体における取組実態や成果、課題の調査、全国ベースでの学校給食の実態調査を行い、令和5年6月に閣議決定されましたこども未来戦略方針の決定から1年以内にその結果を公表する。その上で、小・中学校の給食実施状況の違いや法制面等も含め、課題の整理を丁寧に行い、具体的方策を検討すると明記されたところでございます。給食費無償化に向けた国の動向を今後も注視してまいります。愛西市立小学校に通う児童に対しては、市単独事業として引き続き10円補助を実施し、現段階では小学校給食無償化の予定はありません。以上でございます。

#### ○保険福祉部長（田口貴敏君）

それでは、私のほうからは、まず大項目2. 合理的配慮のある行政運営を求めるについて、精神障害者医療受給者証が交付されない理由について御答弁させていただきます。

精神障害者の方の医療費の支給に関して、愛西市精神障害者医療費支給条例第3条で受給資格者を次のように定めています。

1つ目に、障害等級1級または2級の精神障害者保健福祉手帳の交付を受けており、かつ自立支援医療受給者証の交付を受けている者、その者の責めに帰することができない理由により、自立支援医療受給者証の交付を受けることができない者を含む。

2つ目に、病院または診療所へ入院して行われる精神障害の医療を受けている者。

3つ目に、自立支援医療受給者証の交付を受けている者であり、医療費の支給を受けようとする受給資格者に精神障害者医療費受給者証を交付しています。

自立支援医療受給者証とは、精神通院医療の支給認定を受けた場合に愛知県から交付されるもので、精神疾患の治療のために医療機関へ通院する場合に、医療費の自己負担の一部を愛知県が負担するものでございます。精神障害者保健福祉手帳1級・2級をお持ちの方で、自立支援医療受給者証を申請中の方につきましては、自立支援医療受給者証の交付に併せて、遡って精神障害者医療費受給者証の交付をすることとなります。

続いて、精神障害者保健福祉手帳1級・2級の方の人数、そのうち自立支援医療受給者証の交付を受けていない人、申請中の人の人数でございます。精神障害者医療費受給者証の資格のある方のうち、精神障害者保健福祉手帳1・2級の方は444人です。そのうち、自立支援医療受給者証の交付を受けていない方は35人、申請中の方は15人です。

続いて、自立支援医療受給者証の申請と同時に医療費受給者証の交付を行う考えはについてでございますが、精神障害者医療費支給条例及び同施行規則にのっとり対応させていただきます。

続いて、大項目3. 緊急通報システム、高齢者等見守りシステムの無料化を求めるについて、緊急通報システムの利用者の状況であります。緊急通報システムは、急病や思わぬけがなどのときにシステムのボタンを押すことで受信センターに通報し、状況に応じて救急車の出動要請や協力員への連絡を行う緊急通報システムです。令和6年3月31日現在の利用者数は198人です。

続いて、高齢者等見守りシステムの利用状況です。高齢者等見守りシステムとは、冷蔵庫の

側面や上部にセンサーを設置し、冷蔵庫の扉の開閉状況により見守りを行うもので、令和6年3月31日現在の利用者数は12人です。

続いて、それらの無料化を行う考えでございますが、令和5年度より緊急通報システム事業を見直し、新しい制度として高齢者等見守り事業を実施しました。対象者の要件の拡大や見守り機能の追加として、受信センターの設置など運用面の見直しを行ったことを機に、利用者の方に一部負担をお願いしています。以前に比べ、安心感や孤独感の解消につながっていると考えています。現時点で無料化を行う考えは持っておりません。以上です。

#### ○4番（河合克平君）

では、再質問をしていきます。

まず、学校給食の問題ですが、今、部長から答弁があった学校給食法によると、人件費は市が負担し、1食当たりの10円を市が恒常的に補助しているということがありましたが、その学校給食法の16条には、保護者の負担とするというふうに規定をされていると、学校給食の食材費については保護者の負担とするとしているということで、現在、市が負担を補助して保護者の負担が、中学生はないですけれども、小学生は一部負担ですけれども、これについては法律とは違う、国の法律とは違うことが市でされているという認識でいいのか、これについての整合性だけ、1点、回答いただけますか。

#### ○教育部長（佐藤博之君）

先ほどの御答弁でもさせていただきました、令和5年12月に閣議決定されましたこども未来戦略、次元の異なる少子化対策の実現に向けての中においても、学校給食費の無償化の実現に向けて、まず学校給食費の無償化を実施する自治体における取組実態や成果、課題の調査と明記されているところでございます。よって、各自治体において、学校給食法第11条第2項に規定する保護者の負担とするという条文につきましては、自治体の裁量で法律上等問題ないと考えます。以上でございます。

#### ○4番（河合克平君）

学校給食法との関係では問題がないと。これはこの学校給食法を理由に、この間、私が質問する中で難しいという話だったんですが、それについては問題がないということが分かりました。また、こちらにある憲法26条や子どもの権利条約28条について、基本的に義務教育は無償とするということがありまして、給食は食育の問題だということではずうっと問題にされておりますので、そういった憲法と子どもの権利条約に照らして、やはり学校給食を無償化するほうがいいのではないかとというふうに考えるわけですが、市の見解を教えてください。

#### ○教育部長（佐藤博之君）

日本国憲法第26条、また子どもの権利条約第28条に関して、市は見解を述べる立場にはないと考えます。以上でございます。

#### ○4番（河合克平君）

無償化について行うべきなのは、中学生における負担、学校年間学習費等が中学生については負担が大きいという理由をもって中学生を求めていますけれども、憲法や子どもの権利条約

によると、子供、小学校、中学校を含めて義務教育で行うべきではないかという認識の下、国もそのことについてはある程度認めてきたのではないかというふうに思われるわけですが、市としては、その憲法や、また子どもの権利条約の求めに応じて、今日学校給食の無償化をするということは考えるには至りませんか。

**○教育部長（佐藤博之君）**

日本国憲法第26条第2項、義務教育はこれを無償とするという規定に関しては、既に判例で示されており、また、子どもの権利条約第28条の初等教育の無償化についての解釈についても周知はされているところであると思います。学校給食の実施に必要な経費の負担に係る学校給食法第11条の規定は、日本国憲法第26条及び子どもの権利条約第28条の規定に矛盾するものではないと考えておりますけれども、基本的には判例解釈は変わる可能性もありますことから、私ども市といたしまして、その見解について正式に述べる立場にはないと考えます。以上でございます。

**○4番（河合克平君）**

市としての方針として、今、無償化を行っているわけで、そういった点では非常に評価をしているところの上で聞くところであります。なぜ小学生がやられなかったのかなあというふうに考えると、財源的、財政的な問題があるのかなあというふうに思うわけですが、小学校の学校給食の予算は1億5,100万円、当初予算です。そのうち就学援助費で補助されるのが1,700万、1,800万円ほどだとするならば、約1億3,000万円ほどの予算規模で実現することができます。この1億3,000万円ほどの状況というのは、愛西市の予算規模の274億円の0.8%、1%にも満たない財源でできるということであります。

さらには、今問題となっている、私たちが問題にしている道の駅の指定管理費用は10年間で8億円、今回、道の駅の追加工事で1億7,000万という状況を考えるならば、一般財源でそれも行っていく、今の内容になりますが、特に指定管理料については一般財源ですから、そのもの、その費用について考えるならば、小学生の学校給食の予算の半分以上はそれで賄える状況もありますので、そういったことでは知恵を使って行っていけばできるのではないかと。また、津島市においては小学生も行われているところでありますので、隣の地域への流出ということを考えるならば、愛西市でも至急に小学校の給食費の無償化を行っていきべきだと考えますが、どのように思うでしょうか。

先ほどもお話ありましたが、本来思っただけではないことかもしれませんが、小学生の保護者が差別的だなあというふうに思われるような、そういう施策を、義務教育部分についてね、施策を行うべきではないのではないか、そのように考えます。国の動向を注視するというのもありましたけれども、市が率先して小学生の給食費の無償化、しっかりと進めていくことが必要かと思いますが、再度答弁をお願いします。

**○教育部長（佐藤博之君）**

中学校に通われる生徒に対して給食費の無償化を実施している自治体が限られている中、本市につきましては、学校給食の無償化を実施したところでございます。学校給食に係る児童1

人当たり1食当たりの食材料費は、各自治体によって差があります。本市が290円に対して津島市が270円、あま市が290円、弥富市が310円、稲沢市が280円と伺っております。愛西市市立小学校に通う児童に対しては、市単独事業として引き続き1食当たり10円補助を実施してまいりたいと考えます。以上でございます。

#### ○4番（河合克平君）

やる気はないというふうな理解でいいのでしょうか。差別的な取扱いを受けているというふうに思われるような状況をつくらないのが市の責任であるというふうに考えますが、そういったことも併せて考えていただきたいと思えます。

2点目の精神福祉医療についてですが、日常生活や社会生活において提供されるそういう設備やサービスについて、障害のない人は簡単に利用できても、障害のある人にとっては利用が難しく、結果として障害のある人の活動などが制限されてしまう。このような場合については、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律では、行政機関や事業者に対して、障害のある人に対する合理的配慮の提供が求められているところであります。

今、精神障害者福祉医療について、実際2級の手帳を持っているにもかかわらず、自立支援の医療証が交付されない中で、実際窓口に行って有料の負担をする、それを集めておいて、残しておいてまた市役所に請求するというようなことが、精神福祉手帳の所有者の方に非常に困難な状況ではないかと、そのように考えるわけで、実際、入院している人についてなどにおいては、今年3月の条例で、先ほどもお話がありましたが、その者の責めに帰することでなければ自立支援医療証は要らないよということも言われているわけで、今回、このような困ったという状況を解消するには、申請と同時に行うべきことではないか、そのように考えますが、再度そのことについて伺いすると同時に、合理的配慮は10年前には既に法律ができ、そしてそれは各行政が行っていかねばならないこととして法律でも決まっておりますが、今回、自立支援医療者証を理由に障害福祉医療者証の交付をしないということによって、精神障害者福祉手帳の2級の方は非常に困っているという状況があるのをそのまま放置しておく、条例や規則がそうなっているからそうしますというような回答ではなくて、合理的配慮を持ったしっかりとした施策を行っていくべきではないかというふうに考えますが、今回の条例や、そして規則については、合理的配慮というのをちゃんと検討して、そして福祉医療証の、精神福祉医療の条例ができていないのか、また規則ができていないのか、非常に疑問なんです。そういった点では、改善をしていくことは考えていないのか。

自立支援の受給者証については、愛知県に申請をすると2か月後に出るんです。2か月後に出て、2か月前まで戻って医療費を負担しますというふうになっているんです。じゃあ申請したときに出せばいいじゃないですか、医療証を。そうすれば福祉手帳を持っている人は苦労しないわけですよ。そういうことをやるのが市としての合理的配慮ではないかというふうに考えますが、再度、合理的配慮の提供を考えて条例改正されているのか、また窓口で、無料で受けられない、そういうことをやめて、申請と同時に交付をするという方法に変えるという愛西市の立場を取ることはできませんか。御回答をお願いします。

#### ○保険福祉部長（田口貴敏君）

それでは、議員、幾つかの質問をされたと認識をしておりますので、それぞれこちらの認識の中で分けて答弁をさせていただきます。

まず、合理的配慮の提供を考えて改正されたのか、また合理的配慮としてそれにのっとって対応しているのかという御質問かと思われしますので、それに対して、障害者差別解消法では、行政機関等及び事業者に対し、障害のある人への障害を理由とする不当な差別的扱いを禁止し、障害のある人から申出があった場合に合理的配慮の提供を求めることなどを通じて、共生社会を実現することを目指しています。精神障害者医療費支給条例や精神障害者医療費支給条例施行規則において、不当な差別的扱いや合理的配慮の提供に関する改正といったものは行っておりませんが、障害者差別解消法の趣旨にのっとり、窓口対応を行っていると考えております。

また、精神障害者医療以外の医療を窓口無料で受けられないこと、またサービスの提供のルールが少し御負担をかけるというような対応になっているということに関しての考えでございますが、精神障害者保健福祉手帳や自立支援医療受給者証をお持ちの方に対し、有効期限の切れる2か月から3か月前より更新手続の案内を行っており、精神障害者医療費受給者証の更新手続は、精神障害者保健福祉手帳や自立支援医療受給者証が交付決定され、受け取りをしていただく際に行っていただいております。更新手続のタイミングや受け取りに来庁されるまでの間、一時的に窓口負担が発生する場合がありますが、医療費助成の対象となる方に対しては、後日償還払いにて返金させていただきますので、サービスの提供としては適正に行っていると考えております。

また、遑って受給者証の交付をするなら、申請時に同時にということも議員おっしゃっておみえになりました。精神障害者保健福祉手帳1・2級をお持ちの方で、自立支援医療受給者証を申請中につきましては、自立支援医療受給者証の交付に併せて精神障害者医療費受給者証の交付を行ってまいります。以上です。

#### ○4番（河合克平君）

部長、今の部長の説明は、一般の人は分かります、まだ。精神障害者福祉手帳の2級・1級を持っていらっしゃる重度な人たちについては、その場でお金を払うということも分からない人もいます。そして、後から返ってくるということも分からない人もいます。そういった点では、期限を前に、2か月前に案内をしているというけれども、2か月前の案内も分からない人もいますよ。そういう人たちまで含めて、どうしていくのかということ市は考えないかというそういう質問ですので、今お話がありました、今も15人が申請中で、35人の方は申請していない、約50の方が医療について非常に負担をしなければならない状況になっているんですよ。そういった点では、自立支援医療受給者証は、出ても出なくても、それは障害者手帳が、精神障害者福祉手帳1級・2級の方は、それによって医療にはかかれるわけなので、それを優先して行えば、精神障害者の方々は安心して医療にも受けられるのではないかと。それがなくなることによって、やっぱり医者には行けないわということになることがバリアになっているんじゃないかという認識なので、そういった点でそのことについて、再度答えていただけますか。

#### ○保険福祉部長（田口貴敏君）

まず、少し実情から説明をさせていただきますと、35人が交付を受けていないということでしたが、入院等の理由の方も含まれますので、約30人の方にはそういった受給者証がなくても既に対応しているというのが現状であります。

また、なかなか対象者の方が、理解が分かりづらいという御意見もございましたが、例えば案内文を送付する際は、不明な点があった場合にお問合せいただくように記載させております。また、窓口や電話にて問合せがあった場合には、個々の状況に合わせて必要な手続について御案内もさせていただいております。

また、自立支援医療受給者証については、更新の手続の案内をさせていただくとともに、よりサービスを向上させるために、令和6年度より右上に大きく何年何月から更新可能ですとゴム印を押しております。更新時期について、より分かりやすくさせていただいておりますので、今後とも分かりやすい伝え方というものも検討していきたいと思っております。以上です。

#### ○4番（河合克平君）

部長、それは一般の人は分かるんですよね。そうでない、心に病を抱えている方に、分かりやすく紙に書いてあります、また分からないことがあったら問い合わせてくださいと紙に書いてあります。分からないですよ。その方たちに、じゃあ実際に訪問をして、どうですか、先ほど特定健康診断の保健指導のこともありましたけれども、そういった形で訪問して、どうですかと聞いて聞くのが合理的配慮じゃないですか。そういうことがある行政じゃないですか、もしこの同時に、申請と同時に出不さないとということであれば。

私はそう考えますけれども、実際この今言った30人は対応しているんで、残り20人ですか。20人の方はどうされているかというふうに思うとすごい心が痛むんですけども、そのことについて再度伺いたしますが、何回聞いても同じなのかなあと思いながら、ただ合理的配慮のある行政運営をしっかりと行っていく、そのことを行っていただきたいということについては、市としてしっかりと行っていただきたいということで、最後に再度、遡って交付をするならば、申請したときに交付したっていいんじゃないですか。そういうふうに思いますが、いかがですか。

#### ○保険福祉部長（田口貴敏君）

現在、案内文を送付している方は、精神障害もしくはそのおそれのある方に対してしておりますので、我々も今後も障害者差別解消法にのっとり、より分かりやすい案内や伝え方というものも進めていきたいと思っておりますが、現時点では規則にのりつつ対応をしていきたいと考えております。以上です。

#### ○4番（河合克平君）

何度言っても同じだと思いますんで、これ以上言いませんけれども、合理的配慮ということで障害によって差別がされることのないように、しっかりと条例や規則、しっかり見直していただきたいというふうに考えます。お願いします。

あと、最後の緊急連絡通報システムですが、令和5年7月31日現在は268人でした。令和6

年3月31日は198人です。それぞれ実は8か月間で70人も減っているんですね。特に80歳から84歳、85歳から89歳の方、90歳以上の方は24人、13人、17人と、それだけ減っているという状況があります。これだけの人たちが減って利用しないということについては、有料化の大きな原因、要因になっているんじゃないかと思うんですが、市としてはどういう見解でしょうか。

**○保険福祉部長（田口貴敏君）**

緊急通報システムが利用される方が大きく減少したと。その減少した理由に関して、我々は、新規設置者数の推移として、令和2年度が14人、そうですね、令和3年度が14人、令和4年度が17人、令和5年度が23人でしたので、一定数のニーズはあったと考えております。

逆に取り外し者数は、令和2年度が43人、令和3年度が36人、令和4年度が48人、令和5年度が102人でした。取り外しの理由は、親族と同居、施設入所、死亡、転出などが多く、対象者ではなくなったため、利用者数の減となっております。また、扶養のためということもあり、理由は様々ですし、携帯電話の所持などもその要因の一つだと考えております。以上です。

**○4番（河合克平君）**

今までにないぐらい減っているという状況を考えると、何が、制度として大きく変わったのは有料化したというところは変わっているんです。そういった点では、有料化することによって、有料化するんだったらもう要らないというふうに思う方が多かったんじゃないかと考えられますが、この有料化を無料にして、そして本当の意味で、要綱が定める、高齢者の生命、健康を守り、併せて日常生活上の孤独感や不安感を軽減し、もって教育・福祉の増進を図ることを目的とするという目的が遂行できるんじゃないかと考えますが、有料化を無償にする考えはありませんか。

**○保険福祉部長（田口貴敏君）**

今回、緊急通報システムも含めて総合的に見直した中では、対象者の拡大や、ほかに見守りシステムの導入、健康相談、災害時の一斉連絡等、必ずしも緊急時に限定した利用だけでなく、日常生活上の安心や孤独感の解消にも寄与していると考えておりますので、令和6年度からの利用者の方への一律での一部負担をお願いするものと考えております。以上です。

**○4番（河合克平君）**

小学校の給食費の無償化、そして合理的配慮のある行政運営、そして高齢者が本当に安心して暮らせるように無料化をするという、この流れがあることが、やはりセーフティーネットがあって、愛西市に住んでよかったというふうに思えるところになるんじゃないかと思いますが、残り時間少ないんですけど、市長、一言ありますか。

**○市長（日永貴章君）**

それでは、全体にわたってということだと思いますので、私から御答弁をさせていただきます。

それぞれ様々な事業の内容につきまして御指摘等をいただきました。

学校給食の無償化につきましては、愛西市のみならず、国が率先をしてやるべき事業だと私もは考えております。その中で、市といたしましては、今年度から愛西市立中学校に通って

いただく生徒の皆様方の給食費の無償化をスタートさせていただきました。この件につきましては、議会の皆様方の予算の御議決をいただき、進めることができました。今後につきましては、各自治体の給食費の無償化の流れ等もございまして、全国的な流れもございまして、市といたしましては、国にしっかりと要望しながら、各自治体の状況も見ながら、進めていかなければならないというふうに思います。議員の御発言の中で、小学生と中学生の差別というような言葉がありましたが、我々は決してそんなことは考えておりませんし、当然、小学校、中学校、どこに通っても、そういったものについては一緒であるべきというふうには思っておりますので、たとえ愛西市が無償にしても、ほかの自治体に行けば有償であれば、それはどういった考え方を持たれるのかということ等もあるというふうに考えております。

続きまして、合理的配慮のある行政運営につきましては、市といたしましては、適切に現在行政手続を進めているとは思いますが、アプローチの仕方については、やはりいろいろなやり方もあるというふうに思っておりますので、市といたしましては、しっかり今回の件のみならず、どのような対象者の方々にアプローチをしていけばいいのかということは、しっかりと研究をしていって、市として改善できる部分については改善していかなければならないというふうに思っております。

3点目の緊急通報システムや高齢者の見守りシステム等につきましては、行政のみならず、現在いろいろなサービス、事業が展開をされておりますので、そういったところに、そういったサービスも受けられている方も多くいらっしゃるというふうに思います。また、御家族等の考え方等もいろいろあるかというふうに思いますので、まずは市といたしましては、現在のこうしたサービスを提供していく、また今後は内容を見ながら随時検証して、いいシステム、サービスにつなげていくべきだというふうに考えております。以上でございます。

**○議長（近藤 武君）**

4番議員の質問を終わります。

ここで休憩を取らせていただきます。再開は14時40分といたします。

午後2時26分 休憩

午後2時40分 再開

**○議長（近藤 武君）**

それでは、休憩を解きまして会議を再開いたします。

次に、質問順位6番の1番・馬淵紀明議員の質問を許します。

馬淵紀明議員。

**○1番（馬淵紀明君）**

議長のお許しをいただいたので、通告に従い一般質問を行います。

今回は3項目について質問しますので、市当局においては分かりやすい答弁を市民の方々によりしくお願いいたします。

1項目め、災害時の要支援者の避難について。

初めに、個別避難計画について質問いたしますが、今日、先ほど来、朝地震のアラートが鳴



りましてびっくりしたんですけれども、もし本当に災害が起きたらどうなるんだろうという想像をしていたんですけれども、お昼のラジオをちょっと聞いていたんですけど、やはりびっくりしてベッドから落ちて骨折したという方もお見えになって、やはりこの防災意識を高めていかないといけないということを強く感じていますし、これから質問することも、今回余震というのかどうか、表現が合うかどうか分からないんですけれども、私もそういう思いを込めて、このことについて質問させていただきます。

高齢や障害など災害時に自力で避難することが困難なため、支援が必要な方を避難行動要支援者といいます。本市の避難行動要支援者名簿登録数と避難行動要支援者に対しての個別避難計画の作成状況をお尋ねいたします。

次に、人工透析患者への対応について。

過去の災害や今年発生しました能登半島地震においても、医療機関に大きな影響を及ぼし、断水により患者が人工透析治療を受けられなくなったり、出産ができなくなったりする事態などが報道されています。

新たな災害が起きるたびに課題が浮き彫りになりますが、今回は私が透析患者の方から災害時への不安の声をお聞きしていることも含めて質問したいと思います。

初めに、日本透析学会の2022年末の調査では、日本の透析患者数は約34万人で、366人に1人が透析を受けていることになっていますが、本市の人工透析患者数と市民が透析治療できる医療機関、近隣自治体も含めて教えてください。

2項目めに移ります。

多文化共生社会の推進についてです。

出入国在留管理庁が令和6年3月22日に公表しました令和5年末現在における在留外国人数は約341万人で、過去最高を更新しております。愛知県も約31万人と増加しており、愛西市も年々増加しているところです。

モニターのところに簡単な表で示しましたがけれども、どのぐらい人口が増えたかということ、この平成30年4月1日から令和6年4月1日ですけれども、総人口は減るんですが外国人人口はこのように増えている状況でございます。

ここで質問しますけれども、この外国人人口の中の年代、どのような年代の方が愛西市に住まれているのか、外国籍の方の年代別人口を教えてください。

次に、先般、各種報道で民間の有識者グループ、人口戦略会議では、全体の4割に当たる744の自治体で2050年までに20代から30代の女性が半減し、最終的には消滅する可能性があるとした分析を公表しました。

愛知県内では、津島市を含む7つの市町村がこの消滅可能性自治体に当たるということですが、津島市が上がったのはとても衝撃的でした。

愛西市は、消滅可能性自治体ではないですが、2005年から20年にかけて、人口が10%以上減少した地区を含む11市町村の中に入っており、安堵している状況ではないと考えますが、今回は別の視点で伺っていきたいと思います。

10年前に日本創生会議が公表した分析結果により、今回、消滅可能性自治体に該当する自治体は減りましたが、その要因の一つに、若い女性も含め、在留外国人が増加する推計があるためとの記述があります。国立社会保障・人口問題研究所によれば、2070年に日本の総人口は8,700万人に減少する一方、外国人人口は令和5年度末人口から約600万人増加し、939万人となり、1割強を占めると見込まれています。

このように、外国人人口の増加が予想されていますが、日本人と外国籍の方が日頃から相互に理解し、地域社会の担い手として共に共存し合う多文化共生社会の実現に向けて、環境づくりや多文化理解の推進に取り組んでいく中で、ハードルの一つと言われているのが言葉の壁です。

私も国際大会へ行くたびに感じていることは、やはり言葉の壁でした。通訳をお願いし、そのときは対応していましたが、やはり英語力がなかったため、英語の勉強をしっかりとっておけばよかったなとも感じております。

愛西市では、多文化共生事業の一つとして、日本語教室「おしゃべりひろば」が運営されていますが、この教室開催に至った経緯、また利用状況をお尋ねいたします。

大きな3項目めに移ります。

生活支援サービスについてです。

今年3月に、愛西市第9期介護保険事業計画・高齢者福祉計画を策定し、生活支援サービスの事業に取り組んでいきます。その中で、買物支援について質問したいと思います。

初めに、買い物支援バス事業の利用状況をお尋ねします。また、移動支援の一助として進めている買物支援では、運転ボランティア養成講座を実施し、受講者が団体を立ち上げ、移動支援に向けて取り組んでいるところですが、運転ボランティア養成講座の実施回数、また登録者をお尋ねいたします。

以上で一括質問とさせていただきます。御答弁よろしく願いいたします。

#### ○保険福祉部長（田口貴敏君）

それでは、私のほうから大項目1. 災害時の要支援者の避難についてから答弁させていただきます。

まず、避難行動要支援者名簿の登録数でございます。

避難行動要支援者名簿とは、高齢者や障害者など自力で避難することが困難な方の名簿を作成しており、令和6年4月1日時点で4,066人が登録されております。

続いて、個別避難計画の作成状況ですが、避難行動要支援者があらかじめ一人一人の状況に合わせ、誰が支援して、どこに避難するかなどを記載したのが個別避難計画であり、令和6年5月現在9件作成をしております。以上となります。

#### ○健康子ども部長（人見英樹君）

私からは、災害時の人工透析患者への対応で、初めに人工透析患者数についてお答えします。

災害時に支援が必要な透析患者の実態を把握し、支援対策に活用するため、公益財団法人愛知腎臓財団が透析を実施している医療機関を対象にした透析患者実態調査では、令和5年1月

1日現在、本市の人工透析患者数は175人です。

次に、透析治療できる医療機関は、同調査の愛知県における透析医療機関によりますと、本市を含めた近隣自治体の医療機関数は、愛西市1施設、津島市3施設、弥富市4施設、あま市1施設です。

私からは以上です。

#### ○市民協働部長（山岸忠則君）

私からは、大項目2点目の多文化共生の推進についてを御答弁させていただきます。

1点目の外国人住民の年代別人口はにつきましては、令和6年4月1日現在の外国籍住民の年代別人口は、ゼロ歳から14歳まで127人、15歳から64歳まで1,289人、65歳以上54人で合計1,470人です。以上でございます。

#### ○企画政策部長（西川 稔君）

私からは、日本語教室「おしゃべりひろば」の教室開催に至った経緯について御答弁をさせていただきます。

市では、市内に住所を有する外国籍の方々が地域で生活を営む上で必要となる日本語によるコミュニケーション能力を身につけていただくとともに、日本の文化・習慣を理解いただくことを目的に、日本語を教えたい、外国籍の方と交流したい市民ボランティアを講師として参加いただき、平成22年度より参加費無料の日本語教室「おしゃべりひろば」がスタートしました。立ち上げ準備に当たっては、講師として参加される市民ボランティアの皆様には、愛知県国際交流協会主催の日本語教室実践講座に参加していただきました。

続きまして、おしゃべりひろばの利用状況について御答弁をさせていただきます。

現在の開催状況は、市文化会館において毎月3回程度、日曜日の午前10時から1時間30分ほど開催しています。1回の講座で平均7人程度の学習者が参加するのに対し、4人から7人の市民ボランティアが講師として参加しております。

学習者は、日本に来たばかりの方から日本語能力検定試験を目指す方まで様々おり、国籍は、令和5年度実績では、多い順に、中国、フィリピン、トルコ、ボリビアとなっております。また、令和4年度に学習者の属性を調査しておりまして、日本語教室に参加された学習者31人の半数以上が技能実習生でした。そのほか、その他日系人の家族や日本人の配偶者家族の方が参加されました。年齢層は20歳未満が6人、20代が2人、30代が10人、40代が7人と大半が40代以下といった状況でした。以上です。

#### ○保険福祉部長（田口貴敏君）

続いて、大項目3.生活支援サービスについて答弁させていただきます。

まず、買い物支援バス事業の利用状況ですが、買い物支援バス事業は65歳以上の独り暮らし世帯、高齢者のみ世帯で買物に不自由を感じている人を対象に近隣の店舗まで送迎する事業で、愛西市社会福祉協議会が行っています。

利用状況は、令和5年度の利用登録者数81人、利用実人数は37人、利用延べ人数は448人とのことでした。

続いて、運転ボランティア養成講座の実施回数、登録者数ですが、運転ボランティア養成講座は、高齢化が進み、加齢に伴う視覚や身体機能の低下により自動車等の運転がしにくくなり、自由に外出することが困難な方の外出を支援するためのサポーター育成を目指して、社会福祉協議会に委託し、実施しております。受講後、受講者が運転ボランティア団体を立ち上げ、ニーズに応じて外出支援をしていただいています。

令和5年度の運転ボランティア養成講座の実施回数は1回で、登録者数は令和6年4月1日現在、19名です。以上となります。

#### ○1番（馬淵紀明君）

最初の御答弁ありがとうございました。

では、順次再質問します。

初めに、災害時の要支援者の避難個別避難計画についてのところで再質問しますけれども、避難行動要支援者名簿登録数4,066人ということでしたけれども、そのうち同意を得られている人数、また地区ごとの登録数と同意数を教えてください。お願いします。

#### ○保険福祉部長（田口貴敏君）

まず、同意を得られている方の人数ですが、避難行動要支援者名簿のうち、名簿を平常時に地域の避難支援者に提供し、避難訓練等の地域の支援体制づくりに活用するため、名簿の記載情報提供に同意されている方は1,412人、同意しない方は2,654人です。

また、それぞれ地区ごとの登録者数と同意者数は、佐屋地区では1,923人で同意者数は649人、立田地区は419人で同意者数は127人、八開地区は244人で同意者数は85人、佐織地区は1,480人で同意者数は551人です。

#### ○1番（馬淵紀明君）

今、答弁をお聞きしましたけれども、同意している方が少なく感じるんですけれども、まず同意が得られない理由と、一括質問で計画作成状況9件とありましたけれども、これもあまり進んでいないかと感じますけれども、この理由をお尋ねいたします。

#### ○保険福祉部長（田口貴敏君）

まず、同意が得られない理由ですが、各自主防災会等で個人情報取扱いに関して危惧される方がお見えになるということも考えられます。

また、9件の個別避難計画作成に関して進まない理由ですが、令和5年度、1件増えましたが、他の計画作成者が亡くなられたことにより、結果的には令和4年度と比較して増減はありませんでした。個別計画作成には、その支援者の選任及び確保が課題であると考えております。以上です。

#### ○1番（馬淵紀明君）

今、課題として支援者の選任、確保というお話がありましたけれども、なかなか個別避難計画は全国的にも進んでいない状況というお話です。対象者のうち、誰からどのように個別に避難計画を作成すればよいのか悩む自治体も多いようです。

今、ここにモニターに出してありますけれども、愛西市要支援者個別避難計画においては、

いろいろ書く項目が多くて、非常に同意を得ながら作成するのに本当に困っているということをよく聞きますけれども、そこで、例えばですが、要介護度の高い要支援者から優先順位を高く計画を作成するという優先度のつけ方や、ハザードマップ上の危険な区域上の要支援者から優先度を高く計画を作成するという優先度のつけ方もあると思います。

本市は、この計画を作成する優先順位の考え方をどのように考えているのか、お聞きします。

もう一つ、今の優先順位のつけ方もお聞きしますけれども、もう一点、個別避難計画作成モデル事業の報告書というのがあるんですが、これを見ますと、福祉専門職が参画することによって好事例となっていることが紹介されていますが、これも計画作成に当たっては福祉専門職の意見を取り入れているのか、確認させてください。お願いします。

#### ○保険福祉部長（田口貴敏君）

それでは、優先順位につきましてです。

個別避難計画の作成を段階的に進めるためには、優先順位の決定は必要であると認識しております。ワーキンググループ会議で要支援者を精査、選定し、優先順位を考えていきます。

続いて、専門職が参加することによって、そういった福祉専門職の意見を取り入れる仕組みはという質問に対して、ワーキンググループ会議では専門職である社会福祉士が参加をしており、また必要に応じて保健所など他機関に出席を求め、意見を聞くなどの取組を行っております。以上です。

#### ○1番（馬淵紀明君）

今、最後のところで、福祉専門職の社会福祉士の参加などの取組を行っているのとありますので、今後は作成が進むのではないかと考えております。優先順位は考えていきたいということなので、先ほど途中でお話ししましたけれども、個別避難計画作成モデル事業報告書というのをぜひ参考にさせていただいて、作成が進むようお願いしたいと思います。

次は、人工透析患者への対応について再質問します。

一括質問では、透析患者数175人、近隣を含めて治療が行えるところは9施設ということが分かりました。

では、災害拠点病院というものがありますけれども、基幹災害拠点病院、また地域災害拠点病院により分類されていますけれども、災害時の基幹災害拠点病院と市民が透析できる周辺の災害拠点病院はどこか。また、災害時において透析患者はどのような行動を取ればよいのか教えてください。お願いします。

#### ○健康子ども部長（人見英樹君）

まず、基幹災害拠点病院は、豊明市にあります藤田医科大学病院及び長久手市の愛知医科大学病院の2か所です。災害拠点病院は、地域災害拠点病院として津島市民病院と、地域中核災害拠点病院として海南病院の2か所となります。

続きまして、災害時において透析患者はどのような行動を取ればいいのかの御質問ですが、大きな災害が起きると停電や断水、施設や設備の破損などにより、多くの医療機関で透析ができなくなると想定されます。透析患者のみならず、持病をお持ちの方自身がかかりつけの医療

機関や御家族などと災害時にどのように連絡を取り、行動するのかなどを日頃から確認しておくことが大切です。

その上で、災害発生時には、まずは身の安全を守ることが大切ですので、状況に応じて地域の避難所へ避難をし、自分の健康状態を維持するには透析が必要であることなどの命に関わる情報について、避難所内で共有することが必要です。

そして、避難の際には、いつも服用している薬とお薬手帳、保険証及び医療証、透析カード等の透析の状況が分かるもの、また透析患者用の保存食などを持参していただくようお願いいたします。以上です。

#### ○1番（馬淵紀明君）

まずは、身の安全を守るために、状況に応じて地域の避難所に避難するということですが、透析患者さんは一般的に2日もしくは3日に一度、透析治療を行わなければなりません。災害時は、愛西市以外の近隣も被害を受け、浸水等する可能性もあるので、医療機関が機能しなくなることも想定されます。今お聞きした基幹病院や拠点病院においても、同様な問題や災害の受入れキャパシティの問題もあるかもしれません。

そこで、その場合、透析患者の受入れ体制はどのようになるのか、災害が起きてそのような状況になった場合の受入れ体制はどのようになるのか、お聞きします。

#### ○健康子ども部長（人見英樹君）

愛知県においては、二次医療圏等の区域ごとの医療及び公衆衛生に関する調整会議が設置され、区域内の医療情報の収集に努め、市や医師会等関係機関と情報共有をします。

市では、透析患者の受療状況及び透析医療機関の稼働状況等の情報を収集し、透析患者及び病院等へ情報提供をします。

患者は、透析対応のできる医療機関で透析を行っていただくこととなります。以上です。

#### ○1番（馬淵紀明君）

受入れ体制をお聞きしましたけれども、非常にちょっと難しいなという感じも受けておりますけれども、やはり透析患者の方に限らず、何らかの対応が必要となる要支援者の方も、災害時は公助のみではなく、先ほど答弁にもありました日頃から災害時にどのような行動をするかなどを確認しておくことが重要と今回私も改めて感じていますが、そこで人工透析患者のみではなく、災害時に何らかの対応が必要とされる要支援者の方もマイ・タイムラインの作成を進めていくべきと考えますが、市の考えをお願いします。

#### ○健康子ども部長（人見英樹君）

災害の発生に備え、命を守るための行動をあらかじめ決めておく計画であるマイ・タイムラインは、自らの命は自らが守るという意識の下、本人や家族、支援者を含め、様々なことを考慮し、作成しておくことが求められます。

人工透析患者をはじめ、何らかの医療的措置で時間的に猶予がない方については、公助だけでは十分な対応ができないことも想定されますので、自助、共助の役割を理解の上、日頃から心構えをしていただき、災害時にはしっかりと命を守る行動をお願いしたいと考えています。

以上です。

○1番（馬淵紀明君）

防災訓練等でマイ・タイムラインの周知等も行っておりますけれども、今まで以上に積極的な周知と活用を進めていただき、そして自助、共助の意識がより進むような地域づくりと誰一人取り残さない防災を目指し、個別避難計画の作成も効率的、効果的に進めていくようお願いして、次の質問に移らせていただきます。

2項目め、多文化共生についての再質問を行います。

外国籍の方の人数ですね、分かりましたけれども、ちょっともう少し詳細なところでお聞きしたいと思っていたので再質問しますけれども、一番多い年代別の人口を男女別で教えてもらえますか。お願いします。

○市民協働部長（山岸忠則君）

それでは、答弁させていただきます。

20代が最も多く472人、内訳ですが、男性が272人、女性が200人です。次いで、30代376人。内訳でございます。男性が213人、女性が163人です。以上でございます。

○1番（馬淵紀明君）

ありがとうございます。

20代、30代と比較的若い方が多いことが分かりました。

先ほど、日本語教室での年齢層も40代以下が大半という答弁がありましたけれども、では平成22年からスタートし、毎月3回程度行われています日本語教室「おしゃべりひろば」の運営の中での課題をお聞きします。お願いします。

○企画政策部長（西川 稔君）

現在、学習者の1回当たりの参加者数は横ばいの状況となっております。学習者への聞き取りから、参加者のほとんどは知り合いからの紹介が参加のきっかけであり、日本語教室の開催を知った方が参加されている反面、市の周知、広報が潜在的な学習者に届いていないことが課題であり、効果的な周知方法についての検討が必要であると考えております。

また、日本語教室は市民ボランティアが企画・運営を行っておりますが、長期的な課題としましては、講師となる市民ボランティアの確保が上げられます。以上です。

○1番（馬淵紀明君）

今、答弁の中で、効果的な周知方法の検討というお話がありましたけれども、現在は、ではこの周知はどのように行っているのか、お聞きします。

○企画政策部長（西川 稔君）

市では、日本語教室の募集チラシを外国籍の方の転入時に市民課、支所にて配付するほか、窓口での配架や市ホームページへの掲載により、周知を行っております。また、市民ボランティアグループが独自でLINE公式アカウントを作成しており、外国籍の方々へPRを行っていただいております。

今年度は、新たな試みとして、ケーブルテレビのテレビ・FM番組「飛び出せ！ななみ号」

にボランティアの代表と市職員が出演して、学習者と講師となる市民ボランティアの活動状況の紹介や募集PRを行いました。以上です。

**○1番（馬淵紀明君）**

現在、今お話がありましたけれども、新たな試みなど、今後もいろいろアイデアを出し合っ  
て積極的な募集PRをお願いしたいと思います。

実は、昨日ですけれども、私、この日本語教室「おしゃべりひろば」に参加してきました。  
イギリスの方、ミャンマーの方、ベトナム、それからパキスタンの方と一緒に交流してきたわ  
けですけれども、非常に個人的にも、講師の方は非常に親切に教えて、皆さん楽しく過して  
いたというのか、時間を共有したんですけれども、やはり講師の方も課題としてはボランティ  
アの話が市が今認識しているのと同様で、そのようなお話をされていたのですけれども、やは  
り結びつきということで、愛知県では、あいち地域日本語教育推進センターを設置しています。  
専門的な知識・経験を有する総括コーディネーターと県内の地域日本語教育に関わる方々への  
アドバイスなどを行うあいち地域日本語教育コーディネーターを配置していますので、愛西市  
においても参考にさせていただいて、課題解決に取り組んでいただければと思います。

この項目の最後の質問となりますけれども、現在、愛西市まち・ひと・しごと創生総合戦略  
には、外国籍の方への増加傾向を反映した具体的施策が記載されていないように感じます。今  
後の方針としてどのように考えているのか、お聞きします。

**○企画政策部長（西川 稔君）**

愛西市の外国籍の方の人口は、令和元年4月1日現在で861人であったものが、5年後の令  
和6年4月1日現在では1,470人と本市でも増加しており、今後も増加傾向は続くと思  
われていますが、現在の第2次愛西市まち・ひと・しごと創生総合戦略では、外国籍の人口の動向  
や取組の方向性、個別の施策について言及しておりません。そのため、次期まち・ひと・しご  
と創生総合戦略を一体化して策定を進める第3次愛西市総合計画では、外国籍の方々の増加状  
況について分析し、外国籍住民に関連した政策課題などの必要性を確認した上で、取り組むべ  
き施策について検討してまいります。以上です。

**○1番（馬淵紀明君）**

日本で暮らす外国籍の方は、今、日本語教室「おしゃべりひろば」のお話もしましたけれど  
も、やはり地域で日本語の教育に取り組むことで、外国籍の方と市民、私たちもですけれども、  
交流の機会が増え、互いの文化的背景や考え方を理解しながら日本語でコミュニケーションが  
できるようになると、誰もが安心して暮らし、活躍できる地域づくりや地域の活性化、また多  
文化共生社会の実現につながると思います。

今後も、アジア大会が2026年に開催されますが、そのような大会には外国籍の方もお見えに  
なりますし、やはりサッカー協会が整備しましたサッカーのグラウンドにおいても国際大会が  
もしかしたら行われるかもしれません。そういう方々と交流していく間の中にも、やはり日本  
語というのが必要となってきますし、また逆にこちらも母国語は覚えることは難しいかもしれ  
ませんが、英語でのコミュニケーションを取っていくのも大事なかなと思います。



今、答弁にもありましたけれども、そのような施策等も検討をお願いして、次の3項目めの再質問に移ります。

第9期介護保険事業計画では、高齢福祉計画のほうで、第9期の計画ですね。買い物支援バス事業の目標値が示されていますが、8期と比較するとなぜか目標値が下がっているんですね。これはなぜ目標値が下がっているのか、ちょっと説明をお願いしたいのと、運転ボランティアによる買物支援の実績件数は何件なのか。重ねて2点、再質問します。お願いします。

#### ○保険福祉部長（田口貴敏君）

買い物支援バスは市社会福祉協議会の事業で、計画の策定に当たっては社会福祉協議会に確認し、目標値を設定しています。

実利用者数については、第8期の計画書では年間の実利用者数、第9期の計画書では1月当たりの実利用者数の最大値となっているところです。第9期の数値は第8期よりも低くなっていますが、実際の延べ利用者数としては徐々に増えてきています。

続いて、運転ボランティアによる移動支援の実績です。

令和5年度運転ボランティア登録者や運転ボランティア登録者から立ち上げられたボランティア団体が買物支援を含む送迎を行った実績は、合計34回でした。以上です。

#### ○1番（馬淵紀明君）

今、示していますけれどもモニターに、これは9期の計画のところでの目標値になっていて、丸を二重丸でつけてあるんですけど、令和8年度36件ということで、8期の計画は大分低くなってきたので、ちょっと今確認して質問したんですけど、これはカウントの仕方が変わったという認識でよかったんですかね。そのように感じましたけれども、その辺りがちょっと分からなかったので聞かせてもらったんですけども。

そうすると、令和5年度の運転ボランティアの養成実施回数は1回で、登録者は令和6年4月1日で19人。今の買物支援の実績ですね、これは多分1団体が行った件数だと思いますけれども、講座受講者と登録者、また団体が増えていないと感じますけれども、その理由をお願いします。

#### ○保険福祉部長（田口貴敏君）

養成講座の受講者が増えない理由ではありますが、運転には危険が伴い、万が一のときには利用者を巻き込むことも想定されますので、運転ボランティアを希望する方が少ないものと推察されます。

令和2年度は3人、令和3年度は7人、令和4年度は5人、令和5年度については7人と御参加いただき、19人の方に現在、運転ボランティアとして登録をさせていただいており、着実に増えていると認識をしております。

また、移動支援の回数が少ない、増えない理由ではありますが、現在、運転ボランティア登録者から立ち上げられたボランティア団体による移動支援が行われ、実績も増えてきてはいますが、実際に活動できるボランティアも限られており、1団体での実施には限界があるため、広く周知ができないということも理由の一つにあると考えております。以上です。

○1番（馬淵紀明君）

今、理由を聞いたんですけれども、やっぱりこの8期の計画とこれから9期と、8期もしっかり評価をされて9期の計画に取り組んでいくと思われましてけれども、農林水産省は昨年10月30日から今年の1月12日にかけて、食品アクセス問題に関する全国市町村アンケート調査を実施しています。これに対して、本市はどのように回答したのかをお聞きします。

また、令和3年12月議会において、愛西市の食料品アクセス困難者の状況を質問しましたが、その後どのような状況になったのか、重ねて2点お願いします。

○産業建設部長（宮川昌和君）

私からは、農林水産省の食品アクセス問題に関する全国市町村アンケートの調査について御答弁をいたします。

こちらの調査でございますが、日常的に食品の買物が不便・困難な住民に対しまして、各自治体等が実施している対策の状況等を明らかにし、今後の農林水産省の政策立案に資するためのものでございます。

本市は、このアンケートにおきまして、食品の買物が不便・困難な住民に対する対策の将来における必要性につきまして、ある程度必要であると回答し、その背景について、住民の高齢化と公共交通機関の廃止等のアクセス条件の低下を上げております。

私からは以上です。

○保険福祉部長（田口貴敏君）

あと、その後の状況でございますが、直近のデータとしては平成27年度国勢調査に基づく推計結果で、本市の困難人口の65歳以上の割合は23%、75歳以上の割合は36%です。

なお、農林水産政策研究所に確認いたしましたところ、今年の夏までには令和2年度国勢調査に基づく推計結果によるデータを公表したいとのことでした。以上です。

○1番（馬淵紀明君）

次に、移動手段の確保が困難な方、買物弱者をどのように把握しているのかをお聞きします。

それと、買物支援は今後どのような事業形態が必要なのか、どのように考えているのか、お聞きします。

○保険福祉部長（田口貴敏君）

実態把握についてですが、第9期介護保険事業計画策定時にアンケート調査を実施しました。アンケートの中で、自分で食品、日用品の買物をしているかの問いに、できる、していると回答された方が74.8%ありました。窓口やケアマネジャーからの情報収集も行っており、自分で買物をしない方は同居の家族や別居の家族が担っており、ネットスーパーや宅配を利用されている方もお見えになると聞いております。

続いて、今後どのような買物支援事業の事業形態が必要かに関しましてですが、1つの形態に限らず、訪問Bによる買物代行、介護保険ヘルパーによる買物代行やデイサービスの利用、移動スーパー、ネットスーパー、また高齢者福祉タクシー、さらに配食サービスなど、様々な事業制度を組み合わせ、地域で暮らし続けられるよう事業を進めていくことが必要であると考

えております。以上です。

### ○1番（馬淵紀明君）

幾つか質問して、対策がある程度必要としたアンケートの回答とか、それから食品アクセス困難者の状況は今年の夏ぐらいに公表ということなので、またこの辺りは確認していきたいと思います。

これは買物支援だけではないんですけれども、本当に困っている方がどこにいるのか、どの地域からの声なのか、そういうことも把握していくことが必要だと思います。

移動スーパーの誘致も、どの地域で行うのか、ニーズはどのように把握するのか、買物弱者の定義はどうするのかなど、様々な課題が出てくるかと思いますが、誰一人取り残さない社会の実現に向けて、今後も地域で暮らし続けられるよう、さらなる調査・研究をお願いしたいと思います。

今回は、3項目について質問してきました。

最後に、市長に質問しますけれども、全ての項目で共通ですが、どこにどのような方がどのようなことで困っているのか、住民のニーズを把握するために行政データや公共のデータを活用していくことも有効ではないかと思います。買物弱者が多い地域、外国籍の方が多く住んでいる地域、特定の支援が必要な住民が多い地域など、市内の状況を把握していくことで必要な支援が届くのではないかと思います。

今後は、市職員、各種団体、事業者などとさらなる連携を図り、また市民の声とニーズを把握し、支援が必要な方に適切な支援が早期に届くよう市長にお願いしたいんですけれども、市長の考えをお願いします。

### ○市長（日永貴章君）

それでは、私から御答弁をさせていただきます。

議員、質問等でおっしゃって見えましたが、市といたしましても、市民ニーズに対応し、施策を実施する際には、実態や課題を把握し、事業スキームを構築することが必要だというふうに思っております。また、地域ごとに特性がある場合は、その特性について調査分析をした上で、地域ごとに必要なサービスを的確に把握をし、計画的に施策を進める必要があるというふうに思っております。

一方で、地域課題は多様化、複雑化しておりまして、行政に対するニーズも増加をしております。そういった対応につきまして、全てを行政サービスのみで行うことにも限界が来ているというふうに思っております。また、自治体を超えてその課題を解決することも一つの手法だというふうに思っております。また、行政は、市民、自治会、市民活動団体、企業などと協働し、民間で可能なものは民間に委ねることを基本に仕組みづくりを行うことも必要だというふうに思っております。

市全体として、一律のサービスを行うことも大切かとは思いますが、やはり地域の特性に合った事業展開をすることがさらに求められてくるというふうに思っております。

先ほども申し上げましたが、やはり愛西市のみならず、近隣自治体や県、関係機関ともしつ

かりと連携をし、様々な事業を展開し、地域課題を克服するために取り組んでいくことが必要だと思っております。以上でございます。

○1番（馬淵紀明君）

終わります。ありがとうございました。

○議長（近藤 武君）

1番議員の質問を終わります。

ここで休憩を取らせていただきます。再開は15時35分といたします。

午後3時25分 休憩

午後3時35分 再開

○議長（近藤 武君）

休憩を解きまして、会議を再開いたします。

次に、質問順位7番の6番・山田門左エ門議員の質問を許します。

山田門左エ門議員。

○6番（山田門左エ門君）

それでは、発言通告書に従って一般質問を行ってまいります。

今回は、2点について質問を行います。

まず、第1点目は、これまで行ってきた第2次愛西市総合計画の詳細について、第2点目は、学校規模適正化における基本計画の根拠と今後の計画についてお尋ねします。

まず、第1点目ですが、今年度より新たに第3次愛西市総合計画を策定すると発表され、住民の中から委員を募集すると聞いています。愛西市の第2次総合計画について改めて読んでみましたが、具体的な指標が示されていません。

これまで、愛西市の総合計画に基づき、政策を実施してきたが、自治体に対する評価はマスコミや政府統計など、様々な形で発表されています。愛西市はどのように自己評価しているのかわかりません。財政力指数、特殊出生率、人口減少、消滅可能性自治体などの指数などが愛西市の総合計画の評価の対象の一つになると思います。

これまでの総合計画がどうだったのか、どのように自己評価しているのか、質問いたします。

次に、第2点目ですが、学校規模適正化における基本計画決定の根拠と今後の計画について質問します。

本年3月に第2回総合教育会議において、基本計画案から計画に変わり、一歩進んで実行に移されているということになりましたが、どのような根拠で基本計画を決定したのか、その理由と今後の計画を質問いたします。

本年3月に基本計画案が計画に変わった根拠は何でしょうか。この点についてお尋ねします。

以上2点を総括質問としますので、お答えをよろしく願いいたします。

○企画政策部長（西川 稔君）

私からは、第2次愛西市総合計画の評価について御答弁させていただきます。

財政力指数は、地方公共団体の財政力を示す指数で、高いほど財源に余裕があるとされてい

ます。

令和4年度は、愛西市が0.60、名古屋市を除く県内市の平均が1.01であり、県内38市中、37番目です。これは、本市が財政規模に比べ市税収入が小さいことが原因と考えます。

一方で、全国市町村の平均は0.49であり、全国の中で本市は決して低くありません。経年で比較すると、合併前の平成16年度は佐屋町0.76、立田村0.50、八開村0.38、佐織町0.64でした。合併以降は、平成17年度0.71、コロナ影響前の平成30年度0.63、令和4年度0.60です。

一方、名古屋市を除く県内市平均は、平成17年度1.11、平成30年度1.04、令和4年度1.01と、国の地方財政政策に伴い増減するものの、動向は変わりません。

第2次総合計画では、財政運営の観点として、健全な財政運営の実現、自主財源の確保を掲げ、国・県補助金や交付税措置のある地方債を活用するほか、工業用地の創出、ふるさと応援寄附金の返礼品の拡充、ネーミングライツの導入等に取り組んでいます。

続いて、合計特殊出生率は、15歳から49歳までの女性の年齢別の出生率を合計したもので、厚生労働省が公表したデータによりますと、本市の出生率は最新データで平成30年から令和4年の平均1.28、県内市町村平均1.33であり、県内54市町村中49番目です。

また、令和6年4月に人口戦略会議が公表した令和6年地方自治体持続可能性分析レポートでは、20歳から39歳までの女性人口に着目し、人口減少率が2050年までの30年間に50%以上となる地方自治体を消滅可能性自治体としています。

本市は、消滅可能性自治体ではないものの、県内の市で当該となる2団体に続き、減少が高くなっています。これは、市の20代から30代の女性人口が減少していることが要因と考えています。

一方で、国の出生率が1.33、愛知県が1.44とどちらも人口を維持するために必要な率に至っておらず、全国的な人口減少、少子高齢化は避けられません。これは、一部の地方の問題ではなく、国を挙げて抜本的な対策に取り組んでいく必要があると考えています。

本市の人口減少対策は施策全般にわたりますが、子育てしやすいまち、子育て世帯に選ばれるまちづくりを進めるため、第2次総合計画の中で、子育て支援の充実として、妊娠期から子育て期まで切れ目のない様々な支援を行っております。令和6年度には、公立中学校の給食費補助の無償化を実現しました。また、人口減少、少子高齢化を前提に、快適で活力とにぎわいのあるまちづくりを進め、交流関係人口の創出を図るため、シティプロモーションによる地域ブランド化に取り組めます。

国が進める人口減少の取組と連携し、少子化の流れを食い止めるとともに、引き続き市独自の対策に取り組んでまいります。以上です。

#### ○教育部長（佐藤博之君）

私からは、大項目2点目、学校規模適正化における基本計画決定の根拠と今後の計画についてに係る第1期基本計画の根拠について御答弁させていただきます。

平成27年に、国・文部科学省が策定した公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引では、学校規模の適正化の検討は、あくまでも児童・生徒の教育条件の改善の観点の中

心に据え、学校教育の目的や目標をよりよく実現するために行うべきものであると規定されております。

平成26年5月から取り組んでまいりました愛西市立小中学校適正規模等並びに老朽化対策について、愛西市立小中学校適正規模等検討委員会や愛西市立小中学校適正規模等並びに老朽化対策検討協議会、地区検討協議会、保護者説明会、座談会、意向調査、パブリックコメントなどでいただいた御意見と併せて、本市で育つ子供たちへの教育環境にとって望ましい学校の在り方を教育委員会で協議してきました。

令和6年3月26日、臨時教育委員会を開催し、これまで協議を重ねてきた結果として、第1期愛西市立小中学校適正規模等並びに老朽化対策基本計画を策定し、公表しました。以上でございます。

#### ○6番（山田門左エ門君）

それでは、まず愛西市総合計画について再質問を行ってまいります。

御答弁からは、正しい評価をしていないのではないかというふうに思います。何を指して政策を策定したのかということになりますが、きちんとした指標がやっぱり必要であり、評価・分析して、次の総合計画に反映する必要があると思います。愛西市は、特定の大学の元学長に依頼されておりますが、同じ人物なので同じような内容になってしまうのではないかというふうに思います。

愛西市の第2次総合計画の評価は、他の市と比べれば分かると思います。人口減少対策で県からも呼ばれていますのは、尾張地区では愛西市だけということになっております。今までどおりの人選で依頼するべきではないのではないかというふうに思います。第3次総合計画は新しい体制に整え、何が問題だったのか評価・分析をして、次の計画に生かすべきではないのかというふうに思います。お答えください。

#### ○企画政策部長（西川 稔君）

次期総合計画の策定については、条例に基づき設置する総合計画審議会において、諮問に応じ調査、審議を行っていただきます。人口減少、少子高齢化の急激な進展、市民の価値観の多様化、災害の頻発・激甚化、デジタル化、国際化など社会情勢の進展や公共施設の老朽化、扶助費の増加など財政状況への課題を踏まえ、第2次総合計画の評価・検証、市民アンケートやワークショップ等の結果を参考に、基本構想、基本計画を定めてまいります。その後、パブリックコメントを経て、審議会からの答申を受けて、議会で御審議、御議決いただいた後、公表を行います。以上です。

#### ○6番（山田門左エ門君）

お答えのように、子育て支援の充実だとか、給食費の無償化だとか、あるいはシティプロモーションだけで人口減少に歯止めがかかるわけではないと思います。

愛西市は、まちづくりをしてこなかったのではないかと思います。道路だとか公共施設、公園、教育施設、住宅地の整備などのまちの基本となるインフラ整備をおろそかにやってきたのではないかとこのように思います。今後どのように取り組んでいくのか、お答えをください。

## ○企画政策部長（西川 稔君）

平成19年度の第1次総合計画策定では、10年先の市の人口について、少子高齢化が進み、緩やかに減少すると推計してはいましたが、さらにその先に迎える急激な人口減少への危機感について議論はされませんでした。

そして、合併により重複した公共施設については、広域的な視点から、在り方について統廃合等を含め総合的に検討するなど、財政規模に見合った必要な行政サービスを見極め、健全な財政運営を推進するとしておりました。

計画期間中には、PFIによる給食センター整備や統合庁舎、斎場整備に取り組み、既存の公共施設については効率的な維持管理、運営のみに努めてまいりました。

その後、施設の老朽化の状況から、大規模改修、建て替えが集中すること、人口減少、少子高齢化に伴い、公共施設を取り巻く環境が変化していることへ対応するため、平成28年度に公共施設の統廃合や長寿命化、効率的・効果的な維持管理、運営の取組を推進する公共施設等総合管理計画を策定しました。

そして、平成29年度に策定した第2次総合計画では、20年先の速いスピードでの人口の推移を見通し、危機感を共有した上で、公共施設の計画的な更新、統廃合、長寿命化等を行い、財政負担の軽減・平準化と公共施設等の最適な配置を推進するとしています。

これら計画に基づき、市では個別施設ごとに老朽度や利用状況、配置等を考慮して、更新、統廃合、長寿命化等を検討し、計画をお示ししながら取り組んでいます。民間活力の活用も進めております。

一方、地域の方々には、公共施設の適正化対策について、総論は賛成いただけるものの、個別施設の在り方検討にあつては、地域から公共施設がなくなることによる行政サービスの低下への不安感、行政から民間へ行政サービスの提供主体が変更することによる不安感、地域コミュニティの核としての公共施設が地域からなくなることに伴う不安感などから、対策に対し慎重となり、計画どおりには進捗が進んでおりません。

市としましては、引き続き人口減少等を前提として、公共施設の適正配置やまちづくりを推進していきたいと考えております。計画の推進に当たっては、地域の皆様に御理解、御協力いただけるよう努めてまいります。以上です。

## ○6番（山田門左エ門君）

まちづくりを行うためには、最も重要なインフラ整備が必要ですが、主要道路32キロのうち、33%完成ということ聞いておりますが、この10年間の取組実績の内容はどうなっているのか、お聞きします。お願いします。

## ○産業建設部長（宮川昌和君）

本市の主要道路として都市計画に位置づけられました路線は、道路は17路線、延長約32キロメートルであり、昭和50年代に将来的な自動車交通の増大などを見越しまして計画がされました。

しかしながら、人口減少社会の到来や厳しい財政状況など、社会経済情勢は大きく変化し、

供用済み延長は約10.7キロメートル、進捗率としては33%にとどまっており、過去10年間の実績はございません。

なお、平成17年度の市町村合併後においては、鉄道駅周辺地区における整備効果を踏まえまして、都市計画道路佐織津島線、都市計画道路勝幡停車場線の2か所の整備を行っております。以上です。

#### ○6番（山田門左エ門君）

今のお話で、過去10年間実績がないということが分かりました。ぜひ、1号線とか155号線の4車線化、名古屋との道路整備などに取り組んでほしいと思います。

また、昨年から一宮西港道路のアンケートも住民を対象として送付されてきましたが、国土交通省の計画ではルートが3案提示されていますが、愛西市としてどのような働きかけを行ったのか、お答えください。

#### ○産業建設部長（宮川昌和君）

一宮西港道路は、東海北陸自動車道を一宮ジャンクションから伊勢湾岸自動車道までを接続する延長約30キロメートルの高規格道路で、令和3年3月に国及び愛知県の新広域道路交通計画において高規格道路として位置づけられております。広域アクセスが可能な道路として、平常時の交通インフラの強化、災害時のアクセス道路の視点からも重要な路線であると認識しております。

令和4年度からは、国は概略ルート等の検討に着手し、令和5年7月から9月にかけて実施されました沿線住民へのアンケート調査結果からも、物流・防災機能の向上、地域開発等の活性化などを期待する回答が多くありました。

現在、3つのルート案が提示されており、今後それらのルート検討に当たり、重視あるいは配慮すべきポイントについて、国が各種意見聴取を実施することとなります。

この道路は、本市の産業の発展・振興に寄与することが想定され、広域避難や緊急輸送といった防災機能の強化につながることから、国や関係機関に対して本市へのメリットが高いルートとなるよう市の考えを伝えてまいります。また、一宮西港道路推進協議会における国への要望活動を継続的に行い、早期の事業着手が実現するよう努めてまいりたいと思います。以上です。

#### ○6番（山田門左エ門君）

愛西市は、一宮西港道路についての要望は、特に3案のうち、どれをお願いするかということではなくて、早期開通を望むという内容だというふうに聞いております。なぜ国に対して155号線の計画案を要望しないのかと思います。

この3案は何があるかということ、中央道、それから155号線、そしてその中間の道路ということで、この3案が計画の俎上に上がっていますが、中央道の案は大治インターから僅か4キロしか離れてはいません。ほかの高速道路間を調べると、6キロ以上は大体離れているところが多いということです。さらに、中央道は通行車両が非常に多いということで、工事も容易ではないのではないかというふうに思います。



もし、中央道に高速道路が設置された場合、愛西市には大きな影響がないでしょう。155号線の上を通るルートであれば、もともと155号線は4車線化が予定されています。一宮西港道路の建設と合わせれば、先に4車線分を確保し、内側2車線を工事に使える。あるいは155号線は通行車両が中央道に比べ非常に少なく、工事に大きな影響もありません。さらに、155号線の拡幅のために土地の買収も一部進んでおり、田畑が多く、比較的容易に進められるのではないかというふうに思います。また、弥富インターと接続すれば、東名阪道路にも接続できます。一宮と弥富インターの間に新たなインターを造れば、工場誘致など愛西市の発展につながると思います。

3つ目の案として、中央道と155号線の間には設置する計画も提案されておりますが、新たな土地収用ということになりますので非常に時間とコストがかかるのではないかということで、開通までに時間を要するのではないかというふうに思います。

したがって、155号線の上部に一宮西港道路建設に向け、愛西市が働きかけをすべきと思いますが、市の考えを教えてください。

#### ○産業建設部長（宮川昌和君）

国がルート案を比較・評価し、路線を決定する上においては、工事期間や建設コストなど様々な要件について多角的に検討し、判断されるものであると承知をしております。

市といたしましては、一宮西港道路のルート、インターチェンジの設置位置により、物流・防災機能の向上、地域開発等の活性化の基点になると考えております。国・県、協議会構成団体、それぞれの思いがあると思いますが、機会を捉え、本市の考えを伝えてまいりたいと思います。以上です。

#### ○6番（山田門左エ門君）

愛西市にとって、愛西市の利益から考えてみると、155号線に一宮西港道路が来ないと発展はなかなか難しいというふうに思います。単に早期開通を要望するだけでなく、愛西市がこの道路を使って発展していく計画を総合計画に反映できるようにすべきではないかというふうに思います。

国も県も、西尾張地区に投資をしてこなかったために開発が遅れてしまっているというふう感じております。市として、トップセールスを行ってほしいというふうに思います。地元出身の国会議員は、衆議院の交通委員長を担っておられます。ぜひ、国と県に陳情してほしいというふうに思います。

トヨタの工場は愛西市を通り過ぎてしまって、三重県のいなべ市に工場が幾つもできております。トヨタ車体や豊田合成、トヨタ紡織などの企業が進出しています。愛知県の中で愛西市というか、この西尾張は取り残されているというふうに感じます。

では、続いて学校規模の適正化について再質問をしてみたいです。

総括質問のお答えでは、計画を進めるエビデンスというか、根拠があまりないように思います。

1点ずつ指摘していきます。

まず第1に、令和4年9月に小中学校適正規模等並びに老朽化対策検討協議会から答申を得て、地区検討協議会に申し送り事項として引き継いでおりますが、結局、立田・八開地区の地区検討協議会では、この計画案すら認めることになりませんでした。

第2に、地域との座談会を昨年の7月と8月に行っておりますが、私もこのアンケートを読みましたが、反対が非常に多いというふうに思います。

また、第3に、この計画書に対する立田地区から1,250名もの陳情書が出されて、反対の意思表示をされております。永和地区からも1,000名を超える反対署名が出されております。

第4点目には、本年1月のパブリックコメント、140件ぐらいありましたけど、ダブっているものもあるので120件を調べましたが、もう8割が反対意見ということでありました。

5番目には、文科省の手引書にも住民との合意形成が必要と、非常に重要だというふうに書かれております。

第6点目では、平成30年12月には愛西市議会の3会派から住民との合意形成をするよう要望書も出されています。

以上6点の事実を無視して計画を進めるのか、お答えください。

#### ○教育部長（佐藤博之君）

地域住民の理解と協力を得るために、保護者説明会や地区説明会、座談会を開催したほか、学校規模の適正化並びに老朽化に関する情報を広報「あいさい」や各世帯向けの回覧、ホームページ、SNSの活用により周知するとともに、市内小・中学校の児童・生徒の保護者に対し、学校経由で教育委員会からのお知らせとしてお届けしております。

いただいた多くの御意見等を踏まえ、令和5年10月から11月までの間に実施しました愛西市立小中学校適正規模等並びに老朽化対策に関する意向調査では、第1期基本計画における小・中学校適正化の具体的な施策内容について、立田・八開地区ともに、おおむねも含めて賛成が反対を上回る結果となりました。

今後は、設置を予定している準備委員会及び検討部会において、教育計画・学校運営等に関することや学校施設・通学路等に関すること、地域課題等に関することについて検討、協議を進めることにより、地域住民からのさらなる理解と協力等を得ていきたいと考えております。以上でございます。

#### ○6番（山田門左エ門君）

令和5年の10月、11月の意向調査と言われましたが、昨年1月31日に調査資料が愛西市のほうから出ております。今日持ってきましたけれども、八開中学校と佐織西中学校統合に関する調査結果ということで、八開地区の検討協議会が出されている、結構量の多い内容のものが入っておりまして、多角的に非常に細かく分析された内容が出ております。

この内容を読みますと、八開地区では準備でき次第、佐織西中に行くことに賛成しているのは207人中54人で26%です。それから、時期を立田が佐屋中に行くというタイミングと一緒にいいよという統合に賛成の人は21人、10%です。これは、合計で36%にしかありません。いかにも住民との合意形成がなされているような答弁は、無理があるのではないかというふうに

思います。

こういった細かい調査結果がいろいろなところから出ておりますので、もう一度よく読んでいただきたいというふうに思います。教育委員会がおっしゃるような合意形成はできていないというふうに思います。

次に、基本計画における今年度の計画はどうなっているのか、お答えください。

#### ○教育部長（佐藤博之君）

佐屋小学校老朽化対策は、現在、学校施設の健全度調査を実施しております。調査結果に基づき、基本設計及び実施設計に取り組みたいと考えております。また、準備委員会及び検討部会を設置し、安全性や学習活動への適応性など、施設が保有すべき機能、将来の児童数などを基に、教室数など必要となる規模及び整備後の全体イメージについて協議したいと考えております。

現在の佐屋中学校の場所に、現在の立田中学校区と佐屋中学校区の全部を1つの学区とする新たな中学校を配置する及び現在の佐織西中学校の場所に現在の八開中学校区と佐織西中学校区の全部を1つの学区とする新たな中学校を配置するにつきましては、それぞれ準備委員会及び検討部会を設置し、安全性や学習活動への適応性など、施設が保有すべき機能、将来の生徒数などを基に、教室数、駐輪場など必要となる規模及び整備後の全体イメージなどについて協議したいと考えます。

なお、スクールバス通学、自転車通学の安全確保及び事前交流など、学校再編に伴い必要となる事項については、優先的に協議を進めてまいります。また、現在の佐屋中学校の場所に現在の立田中学校区と佐屋中学校区の全部を1つの学区とする新たな中学校を配置するにつきましては、学校施設の健全度調査に取り組みたいと考えております。

老朽化対策につきましては、永和中学校体育館の健全度調査を進めております。調査結果を踏まえまして、改築もしくは改修に向けた取組を進めます。以上でございます。

#### ○6番（山田門左エ門君）

それでは次に、来年の4月にはどのように状況が変化しているのか、八開地区と立田地区の小・中学校について教えてほしいのでお答えください。

#### ○教育部長（佐藤博之君）

第1期基本計画では、現在の佐屋中学校の場所に現在の立田中学校区と佐屋中学校区の全部を1つの学区とする新たな中学校を配置する、現在の佐織西中学校の場所に現在の八開中学校区と佐織西中学校区の全部を1つの学区とする新たな中学校を配置するの施策に取り組むこととしております。

立田地区の中学校については、現在の佐屋中学校の場所に現在の立田中学校区と佐屋中学校区の全部を1つの学区とする新たな中学校を配置するの取組として、準備委員会及び検討部会を設置し、学校再編に伴い必要となる事項について協議を進めます。

八開地区の中学校については、現在の佐織西中学校の場所に、現在の八開中学校区と佐織西中学校区の全部を1つの学区とする新たな中学校を配置するの取組として、準備委員会及び検

討部会を設置し、学校再編に伴い必要となる事項について協議を進めます。

来年4月時点において、立田地区並びに八開地区における中学校の運営及び生徒を取り巻く環境に変化はありません。

続きまして、立田地区、八開地区の小学校に関する内容について、環境変化についてでございますけれども、立田地区の小学校につきましては、現在の佐屋中学校の場所に現在の立田中学校区と佐屋中学校区の全部を1つの学区とする新たな中学校を配置するの進捗状況を教育委員会として判断して取り組むため、来年度における立田地区小学校における環境変化はありません。

また、八開地区における小学校につきましては、第1期基本計画の施策に盛り込んでおりません。以上でございます。

#### ○6番（山田門左工門君）

学校統合は、住民との合意形成なくしては進めることはできません。先ほど言ったように、教育委員会は住民との合意形成ができていないというふうに思います。

保護者や住民からの切実な声も届いております。ある保護者からのアンケートには、ある保護者の声ですけれども、私は八開に住んでいることに希望や気概、誇りみたいなものを多くの人が感じられていないことに対し危機感を抱いています。きちんとした税金を払っているのに、市のお金が少ないから公共施設を減らします、住民サービスを削りますなどといって住民に我慢を強いる政策ばかりです。閉塞感が漂う地域だから、老若男女、逃げ出したくなる気持ちはよく分かりますし、住みたいと思えないから出生率が最下位になるのもうなずけます。海津市も南知多町も、旧自治体の中での学校の統合になっています。住民にとってみれば、どぶに捨てられるような税金の使われ方を見せられ、自分たちが大切に扱われているような実感が持てなければ、転出する人の増加は避けられません。

これが愛西市の多くの住民が感じている声で、私も全く同じように感じています。この声は私たち政治家に向けられた声であり、責任を問われていることは言うまでもありません。私たち政治家は、常に一番弱い住民の声を大切にしていきたいと思います。

以上で私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

#### ○議長（近藤 武君）

6番議員の質問を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### ○議長（近藤 武君）

ここでお諮りいたします。本日の会議はこの程度にとどめ、散会したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、本日はこれをもって散会することに決しました。

なお、4日は午前9時30分より開議をし、一般質問を続行いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後 4 時12分 散会

